『人文学報』第106号（2015年４月）
（京都大学人文科学研究所）

間島における朝鮮人民会と領事館警察

―― 在満朝鮮人と植民地帝国日本 ――

廣　岡　浄　進*

はじめに
1．「自治」をめぐる同床異夢
2．生存のための政治
（1）凶作における救済
（2）在満朝鮮人の「産業」と局子街貿易会社の設立
3．「治安」から「民族協和」へ
（1）中国国権回収，共産党蜂起，満洲事変
（2）治外法権撤廃と満洲国協和会への合流
おわりに

は　じ　め　に

在満朝鮮人「親日派」の論理について考えてみたい。かつて水野直樹は，満洲事変直後に「間島の自治区域化」を掲げて新たな親日団体として結成された民生団の実態を明らかにしつつ，その設立に参加した朝鮮人民会の関係者のなかにかつて独立運動に関係した人物が複数確認できることを指摘した[1]。この問題を，今少し掘り下げたい。

本稿は，この，間島[2]の朝鮮人民会を検討の対象とする（以下，文脈に応じて民会と略記する）。朝鮮人民会とは，満洲をはじめ，中国関内やロシア沿海州など，日本領事館の所在地で，領事館側の監督を受けて活動した，いわゆる親日団体である。間島では，後述するように，1920年代を通じて在間島総領事館の管内18箇所に朝鮮人民会が組織された。本稿では，この団体自体がその所産であるとも言える日本帝国の植民地主義政策との関係，就中それを最前線にお

* ひろおか　きよのぶ　大阪観光大学観光学部

いて担ったであろう領事館警察との交渉の局面に注目したい。

日本帝国は1910年の日韓併合によって「日本帝国臣民」となった植民地朝鮮出身者にたいして「内地」国籍法を適用しないという政策を採り，その国籍離脱を認めなかったのだが，水野直樹によれば，これは在満朝鮮人，とりわけても間島における朝鮮人支配に関わっていた[3)]。間島の住民人口の大半が朝鮮人であり，なおかつ在満朝鮮人人口に占める比率においても間島が満洲における最大の朝鮮人集住地であったからである。

領事館は領事館管内に居留する日本帝国臣民の「保護」と「取締」とを行なったが，その法的な根拠は領事裁判権に付随する権利とされ，その実質的な業務を領事館警察が担った。荻野富士夫がいみじくも指摘しているように，「間島総領事館とその分館においては，その職員数においても業務内容においても「警察」が主要な位置を占めていた」[4)]。そしてこの朝鮮人民会こそが，この領事館警察による「居留民の保護撫育」の要であった。しかし，領事館警察の活動を丹念にたどった荻野の労作においても，間島にその一章が割かれているものの，朝鮮人民会についての言及は少ない。

研究史をたどると，朝鮮人民会は，1920年から21年にかけての間島出兵を画期とする日本の間島政策との関連において理解されてきた。先駆的には井上学が，間島出兵後に増設された領事館警察と符合する形で配置された朝鮮人民会が朝鮮総督府の補助事業の受け皿となったことから「朝鮮総督府の末端機関としての性格を強く有していた」と位置づけ，また民会附設金融部は「懐柔政策そのもの」であったが，それを利用しえたのは一部朝鮮人地主のみであったために朝鮮人の階級分断を深めた，と論じた[5)]。姜東鎮は朝鮮総督府の政策との関わりで民会に僅かながら言及しているが，総督府の傀儡機関だったとみなしている[6)]。呉世昌は満洲の朝鮮人民会を概観して，あらゆる活動が領事館の統制下にあった「官製的走狗団体」による「反民族行為」であったと断じ[7)]，崔武益は局子街朝鮮人民会長であった崔允周を親日反共分子の典型として追及した[8)]。また李盛煥が国際政治の視点から間島問題を論じるなかで朝鮮人民会についても多くの事実を発掘しているが，総領事館が「施政ノ補助機関」として民会を設立した経緯などを明らかにしつつ，日本側による現地朝鮮人社会の統合政策とその失敗として民会を位置づけた[9)]。

朝鮮人民会の実態解明に踏みこんだのが，申奎燮である。申は間島における朝鮮人「有力者」層を形成した日本側の朝鮮人懐柔政策として，東拓融資とあわせて，附設金融部などの民会の事業を位置づけた[10)]。また満洲事変後に奉天を本部に結成された全満朝鮮人民会連合会について論じ，連合会は「帝国臣民」としての自覚を在満朝鮮人に呼びかけ，満洲国における朝鮮人統合をめざしたが，大会には各地の民会からの「自治」要求や漢人住民との民族対立などの新たな矛盾が現出してくることを明らかにした[11)]。申はさらに，満洲国統治下の朝鮮人「有識階級者」の重層的で錯綜した言説状況を解明している[12)]。

申の一連の研究と呼応しながら，民会の主体性に光があてられつつある。林永西は1910年代から20年代にかけての間島における中国側の朝鮮人政策と対照しながら民会の動向に注目し，「自治機構的な性格と親日団体の性格を複合的に」有していたと指摘したが，間島5・30蜂起に際しての日本帝国本国への請願を民族反逆者への転落だったと批判した[13)]。また，金泰国は1909年の間島協約から1937年の満洲国治外法権撤廃までの満洲各地の朝鮮人民会および全満朝鮮人民連合会の全容を解明しようとした専著において，民会の組織に注目する。「東満地区」つまり間島では，近代教育を受けた比較的若い世代の学校教員や薬種商が会長に任命されている事実を指摘し，在満朝鮮人社会への影響力や中国側との交渉能力などの要因をあげている点は注目される[14)]。さらに田中隆一が満洲国統治下の哈爾濱朝鮮人民会の活動を検討し，都市生活の在満朝鮮人における生活の不安定さを組織の脆弱性の原因として指摘した[15)]。

これら近年の研究によって，さまざまな思惑を抱えた朝鮮人が民会に組織され，植民地帝国の統治と，緊張や葛藤や鬱屈をはらみながら，交渉を繰りかえし試みていたことが明らかにされてきた。にもかかわらず，これらの先行研究においてもなお，民会の主体性が植民地主義と重なりあってしまう局面が十分に明らかにされたとはいいがたい。だが，植民地近代においては，植民地民衆の面従腹背にとどまらず，「生活」をめぐる植民地主義との呉越同舟こそが問題なのではないだろうか[16)]。

本稿の関心は，朝鮮人民会側の要求と日本帝国の植民地主義政策とがいついかなる局面において接合し，交渉が成立するのかにある。そのために，まず，間島出兵下における独立運動の鎮圧と朝鮮人民会の組織化の過程を検討する。次いで，1920年代に朝鮮人の「保護撫育」をめぐって行なわれる日本側と民会との交渉を解明する。ここでは，間島在住朝鮮人たちの「生活」にたいする「救済」をめぐって，だれが朝鮮人住民を代表するのかという申告と認定の問題が浮上するであろう。最後に満洲事変後，満洲国協和会への合流へと帰結する過程をたどる。結論をやや先取りして述べれば，在満朝鮮人が，自らの生活に関わる問題を帝国の課題として差し出し，日本帝国の「臣民」という申告を伴って立ち現われてくる局面において，帝国の社会政策の「申請」という問題が浮上してくるだろう[17)]。

1.「自治」をめぐる同床異夢

1909年に結ばれた「間島に関する日清協約」（間島協約）により，龍井村に開設されていた韓国統監府間島臨時派出所が撤収し，日本は商埠地に外務省出先機関の在間島総領事館およびその分館を設置することとなった。すなわち，龍井村に在間島総領事館が，局子街（中国側の呼称は延吉）・頭道溝に領事分館が置かれた。琿春には1910年4月総領事館出張所が開設され，同年12月領事分館に昇格した。「間島協約」の条文で規定された延吉県・和龍県・汪清県にく

わえて，琿春県もその適用の範囲とされたのである[18]。また百草溝には総領事館出張所が1910年に開設され，1918年総領事館分署となり，おくれて1922年に領事分館に昇格する[19]。

申奎燮によると，間島への朝鮮農民の移住は1910年代に本格化する。1909年には8万人弱であった間島在住朝鮮人人口は，韓国併合の直後の数年間に年に2万人の朝鮮農民が越境移住したことで，激増していく[20]。日本側の調査によると，1910年にはおよそ10万人であった朝鮮人人口が，1920年には約30万人にのぼっている。以後は1年に1万人のペースで増えつづけ，1930年頃には40万と称されるようになっており，45年には60万ほどになっていたようである。日本の敗戦に至るまで間島の朝鮮人人口は，在住民人口の9割ないし8割ほどを占めつづけた[21]。また1940年の時点で在満朝鮮人人口が150万と推計されるなかで，間島省に60万人弱とされている[22]。

この間島協約および1916年に締結された「南滿洲及東部内蒙古に関する日中条約」(南満東蒙条約）については，既に多くの研究蓄積があるが，ここでそれらに言及する紙幅はない[23]。ここでは，国外で繰りひろげられた朝鮮独立運動をめぐって，とりわけ南満東蒙条約後に在外朝鮮人の国籍問題，つまり朝鮮人に領事裁判権を適用することが日本帝国の課題であったという水野直樹による指摘を確認するにとどめたい[24]。

李盛煥によれば，「南満東蒙条約」を根拠に1910年代後半，間島の朝鮮人民会は，朝鮮人による自治機関的団体に総領事館が認可を与える，という形式をとった。龍井村朝鮮人居留民会が1917年に設置されるなど，翌1918年までに頭道溝・百草溝・局子街・八道溝・南陽坪・琿春の計7ヶ所で設立認可を領事館から受けているが，商埠地外にはほとんど会員を獲得できていなかった[25]。また，局子街のように中国側官憲の優勢な地域では「支那側ノ圧迫ヲ恐レテ何等見ルヘキ会務ヲ執ラス，全ク有名無実ノ有様」であった[26]。

1919年の朝鮮三一民族独立運動が数日で間島に波及し，3月13日の龍井村での独立祝賀集会を皮切りに，間島における朝鮮独立闘争が開始されると，「親日派」とみなされた朝鮮人警察官や朝鮮人民会の関係者たちは「辞職ヲ強要」された。たとえば龍井民会長の李熙悳は1919年5月20日夜，「独立運動幹部数名及明東学校生徒等約二十名」によって明東学校に連行され[27]，彼が捺印した「民会ノ解散宣言文」が配布された。総領事館側は民会の解散は領事の権限に属するとして解散を承認しなかったが，事実上このとき朝鮮人民会は解散ないし活動停止していたと考えられる[28]。

1919年5月20日，朝鮮人の経営にかかる龍井村興業会社に金演洙・安昌万・李昌釆・李義順等「商業ニ従事スル青年十数名」が集会し，独立運動が間島でも今後激化していくことは商業に悪影響を及ぼすとの懸念から「朝鮮人ノ軽挙妄動ヲ戎(ママ)〔戒 ―― 引用者注記，以下同じ。〕ムルコト」等を相談しているが，それとともに，「朝鮮人居留民会ノ改善ヲ図ルコト」が議題に上っている。龍井村商埠地に居住する朝鮮人の多くは民会に組織されていたが，「会長李熙

雲〔悳〕ハ民意ノ上達ヲ図ラス，且不謹慎ナル行動アリト非難スルモノ多シ」と評価していたのである[29]。

1920 年 10 月 7 日，日本政府は間島出兵を閣議決定し，同 14 日には間島出兵声明を出した。朝鮮での独立運動が徹底的に弾圧されていくなかで，間島が武装闘争の根拠地として急速に発展していき，1920 年 3 月以降独立運動団体の複数の武装集団が朝鮮国境地帯の進襲をくりかえしていた。間島の朝鮮独立運動が日本の朝鮮植民地支配にたいする脅威に成長していたのである[29]。

翌年 5 月まで続けられた間島出兵の実態は住民虐殺にほかならなかった。姜徳相によれば，日本軍は独立運動団体の武装集団を捕捉することに失敗し，軍事作戦を農村にしらみつぶしに展開していく。日本軍は無差別に，または恣意的に，朝鮮人住民を「不逞」分子つまり朝鮮人独立主義者として認定し，即決で処刑した。家屋を，あるいは村落まるごとを焼き払い，略奪を行なった。そして，生き残った住民たちには代表者または村落全体の名義で「保証書」を提出させ，交換に「帰順票」を交付した。住民たちのあいだに恐慌状態をつくりだしたうえで，彼らを戦時帰順者としてあつかい，村落全体の連帯責任での相互監視を要求したのである[30]。

総領事館当局にとって，この情況は「民心ノ一変セル好機」であった[31]。間島出兵に先立つ 1920 年 8 月に，総領事館ではあらかじめ「地方鎮静ト共ニ漸次各枢要部落ニ民会ヲ設置シ，警察官ノ配置常駐ヲ計リ，一方前号ノ農村金融組合ヲ併置シテ民心ノ懐柔帰向ヲ図ルコト」と，独立運動を「鎮圧」した後に民会を増設するとともにそこに警察官を常駐させる方針を決定していた[32]。この既定方針にもとづき，間島出兵さなかの 1920 年 11 月から，総領事館側は朝鮮人民会の再建あるいは新設に着手していく[33]。

百草溝に近い蛤蟆塘に居住していた韓相愚は，日本側の調査によれば，間島の独立運動団体のうち最大勢力であった「大韓国民会（国民会）」の幹部であった[34]。日本軍の「討伐」後，在住朝鮮人のなかからは「自発的ニ民会ヲ組織シ，日本官憲ノ指示ノ下ニ良民結束シテ不逞行動ノ排除ニ努メント申シ出ツルモノ，続出スルニ至」ったが，彼はその一人となった。

> 早稲田大学卒業生ニシテ国民会ニ連絡ヲ有スル，蛤蟆塘居住，韓相愚ハ，百草溝ヲ中心トスル七八里ノ戸口ヲ調査シ，民会組織ノ準備中[35]

総領事館は日本軍の木村支隊と行動を共にした「警察隊指揮者」の言として，「汪清県百草溝朝鮮人居留民会ニ於テハ，日本官憲指導ノ下ニ，十一月一日以来会員ノ募集ヲ為シタル処，同十六日日迄ノ間ニ加入申込数一千七百四十二戸ニ達シ，戸口ノ調査ヲ完成シ，更ニ有志ノ寄附ニ依リ内容ノ充実ヲ図リ，日本官憲ノ指示ニ従ヒ専ラ不逞行動ノ排除ニ努メント計画シ居レリ[36]」と報告している。韓相愚は百草溝民会設立後，その副会長に就任した[37]。

日本軍の撤兵に先立って，外務省警察官の駐在する領事館警察分署が増設された。1920 年 12 月 28 日の外務省の決定をうけて，総領事館は翌 29 日から商埠地外の 10ヶ所，すなわち総領事館管内の大拉子・銅仏寺・傑満洞，局子街分館管内の依蘭溝・嘎呀河・涼水泉子，頭道溝館管内の二道溝・釜洞，琿春分館管内の黒頂子・頭道溝（琿春頭道溝）への開設に着手した[38]。間島における日本側の拠点は領事館警察署と警察分署あわせて 18ヶ所となり，警察官は合計 344 名（後に増員される）が配置された[39]。

分署の開設後，総領事館側はただちにその所在地における民会の設置にとりかかり，1921 年 4 月までには 18ヶ所のすべてで民会の設立が完了した[40]。琿春の黒頂子民会は 1921 年 3 月に設立されたが，その「一般会員」は「其ノ目的ノ如キハ敢テ問フ処ニアラス，民会ニ加入セサレハ排日派トシテ注目セラルヘシトノ想像ヲナシ，先ヲ争フテ之ニ入会シタ」[41]。日本軍は 1 月には主力を撤退させていたが，その完全撤退をひかえる時期に民会の設立がなされた。朝鮮人たちは「帰順」を形にし固着させる踏み絵として理解しつつも，民会に入会せざるを得なかった。

在間島総領事館において作成されたとみられる「朝鮮人民会規則」は「本会ハ朝鮮人共同ノ利益ヲ増進スルヲ目的トスル」とし，施行細則で民会の事業を次のように定めている。

> 第二条　本会ハ別ニ定ムルモノノ外朝鮮人ニ関スル左ノ事務ヲ処理スルモノトス
> 一，民籍
> 二，諸種ノ調査
> 三，良俗美風ノ助長
> 四，紛争ノ調停
> 五，官庁ニ提出スル書類ノ経由進達又ハ交付
> 六，所轄官署ノ命令其他ノ布達
> 七，教育・衛生・殖産・学芸・宗教等ニ関スル取扱事項
> ハ，通信・連絡ニ関スル事項
> 九，其他公益，公徳ニ関スル事項
> 本会ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ領事官ノ認可ヲ受ケ前項各号以外ノ事務ヲ処理スルコトヲ得[42]

朝鮮総督府では 1921 年度の予算から「対在外鮮人施設費」を新設し，民会への補助費などを計上した。外務省側と総督府側は，軍撤退後における朝鮮人にたいするそれぞれの事務の分担範囲について調整を行なう。1921 年 7 月に「在外鮮人施設ニ関スル外務省及朝鮮総督府ノ分野協定」が結ばれた。外務省は「主として保護取締に関する施設，即ち警察取締，朝鮮人民会

の指導・監督，及び調査並に就籍に関する事務等」を，朝鮮総督府は「保護助長に関する施設，即ち教育・衛生・牛疫予防・金融・産業及救済に関する事務」を，担当することになった[43]。

間島に1907年ごろから居を構え，朝鮮総督府や軍の関係者と深いつながりを持っていた日高丙子郎[44]は，朝鮮総督斎藤実宛1921年2月付意見書「間島対策卑見」で，次のように情勢を分析している。間島出兵前の各独立運動団体の勢力比は国民会4割，軍政署3割，義軍団1割，その他2割であった。国民会は韓国併合の前後から宗教と教育の機関を間島とその周辺地方に設立して「独立思想ノ涵養ニ努メ，以テ時機ノ到来ヲ待」っていた。日本軍の出兵後，軍政署をはじめとする武力独立路線の諸団体は北満・沿海州・西間島方面に脱出して再挙をはかっているが，国民会系の「有力者」たちは，あるものは「帰順」し，あるものは間島から遠くない所に「潜伏」しているが，彼らの思想状況には次のような変化が見られつつあるという。

> 国民会系即チ耶蘇教側ノ有力者中ニハ，到底武力独立ノ目的ヲ達スヘカラサルコトヲ探知シ，今後ハ日本ノ諒解ノ下ニ教育・産業ヲ極力奨励発展シ，日本ノ好意同情ヨリ自治又ハ独立ヲ与ヘラルルマデニ民度ノ向上ヲ計ラントノ覚悟ヲ為シ居ルモノ，尠カラズ。[45]

民族独立運動が武装闘争において敗北した後において，間島に残留した民族主義者たちは即時独立を断念し，「自治」に一縷の望みを託したのではないだろうか。しかし，このような期待は，まもなく壁に直面する。

1923年2月12日白昼，在間島日本総領事館の所在地である龍井村の広場で，ひとりの朝鮮人青年が中国人兵士に頭を撃たれて死んだ。この事件と，抗議行動を起点として「朝鮮民団」設立運動へと向かう一連の流れについては，当時朝鮮京城において発行されていた『東亜日報』紙上で逐一報道されたことから，林永西や金泰国らが言及している[46]。事件から2日後の2月14日には龍井村朝鮮人民会の主催で市民大会が開催され，中国側に謝罪と再発防止を求めると同時に，日本からの国籍離脱運動を開始することが決議された。日本国籍の離脱が提起された理由としては，「日本の統治下にあって生命財産の保護がうけられないため」とされている。その10日ほど後，同26日に間島住民大会が開催され，国籍離脱運動は朝鮮人民会を改組して自治機関「朝鮮民団」を設立する運動へと方針を転換する。それから1か月あまりの間，執行委員会は3月13日には朝鮮民団の章程を作成可決するなど，実現へむけて総領事館側，中国側両方面の理解をとりつけようと活動したが，結局4月の段階で日中両当局ともに許可せず，取り締まりの対象とするという態度を鮮明にした。以後運動は立ち消えになる。

4月1日から3日にかけて2度目の間島住民大会が開かれると，末松警視は2日の執行委員会の会議に立会い，「同章程ノ如キ組織ノ民団ハ日本官憲ニ於テハ絶対ニ許サザルコトヲ告ゲ，今後本運動ニ関シ，安寧秩序ヲ紊スガ如キ言動アル者，又寄付金ヲ強請スル者アルトキハ，取

締ヲ励行スベキコトヲ警告シタ」。また，中国側も同10日付で，延吉道尹の陶彬が「名ヲ民団ニ藉リ，其ノ実朝鮮独立政治機関タルガ如キニ於テハ絶対ニ之ヲ許容スル能ハザルナリ」と回訓した[47]。

では，そこで問題にされた「章程」はいかなる内容だったのであろうか。章程によれば，朝鮮民団は「中華民国吉林省延辺一帯ニ居住スル朝鮮人」すなわち間島在住朝鮮人の「共同一致ノ力ニ依リ，其ノ生命財産ノ安定ヲ図リ，福利ヲ増進スル」目的（第1条）のために，教育・産業・衛生・交通・メディア等の事業をすすめるとともに，「仲裁機関」を設けて朝鮮人間の「紛争ヲ仲裁調停」し，また「警護隊」を組織して「朝鮮人一般ノ安寧秩序ヲ維持シ，生命財産ノ侵害ヲ防止スル」等の活動を行なうとされた（第3条）。間島在住朝鮮人は「国籍ノ如何ナルヲ問ハズ」その成員とされた（第5条）。そして，朝鮮人民会が「朝鮮民団」に改組され，朝鮮人にたいする行政事務を「朝鮮民団」が行なうとされた（第28条）[48]。

執行委員に選出された34名のうち，11名ないし13名（史料中に誤植と思われる記載が見られる）が朝鮮人民会の関係者である[49]。委員全体の3分の1にあたる数である。もっとも，琿春朝鮮人民会長の李昌来のように「余（李）ハ本運動ノ首脳者及民会有力者ニ対シ，『諸子ノ運動ヲ諒トスルモ，其ノ希望達成ノ見込少ク，而モ其ノ結果ハ日支両国ヨリ嫌忌セラルルコトトナルベキニ依リ，注意ヲ要スル』旨ヲ告ゲタ」と領事館関係者に語り，住民大会に参加もしていない人物も選出されている[50]。ちなみに，領事館側で「首脳者」とみなしていたのは金躍淵・鄭在冕・金正琪・鄭士斌・尹和洙・韓相愚・李庚在・金演君・曹喜林の9名であるが[51]，このうち韓相愚が前述のように百草溝民会副会長であったほか，鄭士斌が龍井村民会議員，李庚在も龍井村民会議員（後に会長）であった。

前述の4月の住民大会において，執行委員の鄭在冕は今後の運動についての建議を行なっている。そのなかで，朝鮮人民会の現状には次の3点の問題がある，すなわち分立しているため民族の権利擁護に非力である，親日団体であるとして中国側官憲の敵視を受けている，朝鮮人からも信頼されていないことだ，と提起している[52]。鄭在冕は朝鮮人民会の役職に就いていないのみならず，大韓国民会の流れをくみ，領事館警察から「要注意」とみなされていた墾民教育研究会の副会長であった。墾民教育研究会の名簿で名前の確認できる朝鮮民団執行委員は，彼のほかにも3名いる[53]。このため総領事館側は一貫して，民族独立運動や共産主義との結びつきを警戒していた[54]。

なお，1923年11月に京城で開かれた在満洲朝鮮関係領事官打合会議の席上，在間島総領事鈴木要太郎は国籍喪失を認めれば独立運動取り締まりに障害となり，中国側の朝鮮人支配体制を強化することになるという理由で，帰化を認めるべきでないと発言している[55]。「朝鮮民団」設立運動の経過を踏まえての主張であろう。

運動自体は突発的に発火したものの，またたくまに鎮火されてしまったようにも見える。こ

の運動の意味は何だったのであろうか。金泰国は民会がこのとき民団設立をめざしたのは，日本側への不満の表明と，現地朝鮮人社会への影響力拡大という2つの動機に根ざしていたと結論している[56]が，そのような意思統一が存在したのかどうかについては疑問が残る。

ところで，琿春領事分館主任の佐藤今朝蔵は，前述の同地民会長の李昌来から，次のように聴取している。

> 本事件発生当時，当地民会長李昌来ハ，偶々龍井村滞在中ニテ，第一回ノ市民大会ノ模様ヲ目撃シタル由ナルヲ以テ，同人ヲ招致シ，本運動ノ真目的ガ那辺ニアルヤヲ質シタル処，同人ハ，頗ル憂フベキ現象ナリト做シ，右ハ朝鮮人心理ノ反映ニシテ，一ハ独立ヲ希望スル者，二ハ不安定ナル現状ヲ打開セントスルモノ，三ハ日支両国ニ対スル不満ヲ披瀝セントスルモノ，四ハ露国共産主義ヲ宣伝セントスルモノ，五ハ耶蘇教徒ノ陰謀ニ出ヅルモノ等相合シテ，本件勃発ヲ期トシ運動ヲ開始セルモノニシテ，問題ノ中心タル龍井村ニ於ケル運動者ハ同地在住者ニアラズシテ京城方面ヨリ来タレル青年ナルヲ見テモ之ヲ知ルベク，要ハ間島在住朝鮮人ニ衝動ヲ与ヘ，民心ヲ攪乱シ，新光明ヲ捉ヘントスルニアルガ如シ。[57]

つまり，むしろここで問題なのは，このように「民論極度ニ沸騰」しうる間島在住朝鮮人の状況であり，その基底にある「不安定ナル現状」，そしてそこに渦巻く「鬱勃」である[58]。

間島出兵をうけて拡充された領事館警察は民会の再建ないし新設に着手した。領事館側が再編された民会組織の要と目したのは「帰順」した独立運動指導者層であったが，かれら朝鮮人「有力者」のあいだには「教育産業ノ振興」によって「自治」の獲得を展望するという日本帝国との接近戦が構想されたのであった。しかしながら，「朝鮮民団」という民族「自治」組織への改組を目指した運動は，情況にたいして無力であった。民会は，いかにして間島在住朝鮮人を代表し統合しうるのかという課題を抱えこんでいったのであろう。

2. 生存のための政治

(1) 凶作における救済

1924年夏になると，前年の不作の影響で穀物価格が高騰しはじめ，鈴木総領事は外務大臣に宛てて「細民ハ極度ノ生活困難ニ陥リ飢餓ニ瀕スルモノ数千戸ニ達シ支那側ニ於テハ一万七千余円ノ救済貸出ヲナシ当方ニ於テモ朝鮮人民会ヲシテ極力救済ニ当ラシメ居ルモ力及ハス応急策トシテ当地救済会〔東拓出張所 ―― 引用者注記〕資金利子中不取敢二千円ヲ支出シ民会金融部ヲシテ本年収穫時迄ノ期限ニテ窮民ニ貸付一部ノ救済ニ宛テタルカ尚救援ヲ必要トスル

モノ一千戸アリ」として，民会保証による朝鮮人民会附設金融部の貸出原資として3千円の送金を依頼している[59]。

続く同年も，間島地方平均で平年比4割減の作柄という凶作であった。旱魃被害の中心は和龍県と延吉県との両県の南部，つまり「朝鮮人自作農九割ヲ占メ」る集住地に重なっていた。「数ヶ月ニ亙ル旱魃ノ為」収穫が平年比2割ないし3割，甚だしくは皆無のため「来春以後ハ全ク食糧ニ供スヘキ何物ヲモ得ルニ途ナキ窮境ニ陥ルベク，所轄各朝鮮人民会ハ之等窮民団ノ衰〔哀ヵ〕請ノ的トナリ座視スルニ忍ヒズ再三救済方ニ付」総領事館側へ「願出」が重ねられたようである[60]。

越えて1925年2月，鈴木総領事は，救済に必要な資金を33万円と計上し，東洋拓殖会社（東拓）から借り入れ，互助組合を組織させ，貸付金の回収は「民会長以下民会議員及参議員及派遣所長等」が協力して督励することを骨子とした救済案を立案し，外務大臣幣原喜重郎に提出した[61]。東拓側はこれにたいし，朝鮮人民会に法規上の根拠がなく担保権が確実でないので回収が望めないとして，難色を示した[62]。結局4月末になって，融資が焦げついた場合にはこの10万円を外務省が肩代わりするという条件を東拓が出して，合意に達した。東拓側にとっては「右資金ハ同地方民救済上極テ緊切ノ事情屡々御来示ノ次第モ有之候」という理由による譲歩であった[63]。その背景には，間島在住朝鮮人の人心をめぐる日中間の競争的対抗関係があり，また植民地朝鮮における世論の動向という日本帝国の懸案が横たわっていた。

3月10日，長春の新聞が「間島地方に於ける昨年の旱害罹災民救済に関し吉林省長は予ねて延吉道尹等の請願に基き高粱八千石粟五千石を購入し罹災地に発送することとなり其の輸送運賃半減方を長春領事を通じて満鉄に交渉中」であると報じた[64]。この報道をうけたものと思われるが，間島18か所の朝鮮人民会長は3月15日，「龍井村民会にて協議を為した結果代表二人を選定し朝鮮総督府及び外務省当局へ現状を陳情すること」を決定した。代表になったのは龍井村朝鮮人民会長の姜権と局子街民会長の崔允周であった[65]。24日付で鈴木総領事は，中国側が救済策を実施するという報道は信頼すべき内容であり，その救済策が実施されるならば「支那側ニ接近セル鮮人郷甲長等ノ一味団体ハ，地方警吏ト相謀リ，支那側恩恵ノ喧伝ニ余念ナク，惹テ我方鮮人民会ノ立場頗ル困難ト」なるであろうと幣原外務大臣に警告した[66]。いったんは総領事館側の引きとめに応じた両名は，4月末には朝鮮を経由して5月，東京で陳情活動を行なっている[67]。

いっぽう，中国側の動機について，鈴木総領事は次のように分析している。

> 支那側カ今回貧民救済ヲ計画シタルハ，昨年旱害ニ依ル農作物ノ不作カ，地方一般，殊ニ移住鮮人ノ極度ニ困窮ニ陥ラシメ，遂ニ彼等ハ，支那人地主等ノ債務ニ追ハレ，止ムナク耕地ヲ放棄シテ，夜陰ニ乗シ，露領方面其他ニ移住スルノ情勢トナリ，斯クテハ折角ノ耕

> 地モ耕スモノ無キニ至ルヘキヲ以テ，地主等ハ郷長及社長ト謀リ，之レカ引止策トシテ，此種鮮人ノ救済方，当局ニ請願スル所アリタルカ，一方支那当局モ，在留鮮人ノ保護ニ関シ，従来日本側ニ於テ計画シタル種々ノ施設カ其ノ効ヲ奏シ，鮮人ノ民心日本側ニ傾キツヽアルヲ察シ，此儘放任シ置ク時ハ，三〇余万ノ当地方在住鮮人ハ，全ク支那官憲ヨリ離レ，日本ノ施政ヲ謳歌スルノ結果ニ立到ルヘキヲ憂慮シ，対抗的ニ本件救済方法ヲ案出シテ，之カ実施方，省長ニ具申陳請シタルモノナリト云フ[68]。

中国人地主の経営的観点から小作人の逃亡をくいとめるという動機のほか，朝鮮人むけの政策をめぐって日本側と対抗する事情が確認できる。

大凶作という外部からの援助導入を必要とする局面において，朝鮮人民会が期待されたのは代表者，代弁者として，より迅速に，より多くの援助を日本帝国から引き出してくることであった。そして，その場合，中国側との競争が生まれると，たんに日本帝国の援助をとってくることだけでなく，中国側よりも早く，そしてできれば中国側よりも多くというパフォーマンスをせねばならなかった。日本帝国にとってもそれは「帝国の勢力扶植」という国策に合致するものであった。

ただし同時に，日本帝国は投下した融資の回収を要求した。担保には，民会長らの連帯保証を取ったようである[69]。外務省では「回収成績最悪の場合」に備えて「在外居留民臨時保護取締費ノ款，事務費ノ項，機密費ノ目」から3万円を「積立」てたが[70]，翌1926年2月には鈴木総領事が「当館〔領事館〕係員鮮人民会及金融部ノ努力ノ結果」，貸出期限5年のところを1年で全額回収したと報告している[71]。朝鮮人民会は領事館警察と協力して融資の回収に責任を負ったのである。ところで，「積立」として支出された機密費3万円はどこに消えたのであろうか。この問いは，おそらく，次節に関わるだろう。

(2) 在満朝鮮人の「産業」と局子街貿易会社の設立

凶作対策と並行して，間島における中国側の中心地である局子街では，市街地の再開発事業が進められていた。新市街建設以前は朝鮮人営業者は貸家で営業していたため，利益は中国人家主に吸上げられる構造であった。この事業は，局子街領事分館の「西方商埠地域内ニ家屋四百戸ヲ新築シテ新市街ヲ形成シ[72]」，そうした情況を抜本的に解決しうるはずであった。しかし，前節で触れた凶作のために朝鮮人営業者たちが資金難に陥り，新市街に新築された家屋が中国人資本に担保として差し押さえられる可能性が出てきた。

情況を打開するために，1924年11月，局子街朝鮮人民会では，債務者を糾合して「局子街貿易組合」を設立するという案をまとめ，東拓からの追加融資4万円を総領事館側に願い出た[73]。「従来支那人ヨリ仕入レ居タル本邦商品ヲ内地ト直取引ニシ，以テ隷属的関係トナリ居

ル支那商人ノ覊絆ヲ脱シ，独立シテ相当ノ利潤ヲ挙ケ，難関ヲ切抜ケ」ようとしたのである[74]。

局子街朝鮮人民会では 11 月 10 日と同 17 日の 2 回，局子街領事分館に陳情書を渡している。前者は「局子街住民ノ窮状ニ陥リタル原因概要」と題する別紙資料が，後者には貿易組合の事業計画が添付されている。それによれば，「市街地ノ営造物ノ売却或ハ抵当ニ差入レ，以テ金融梗塞ヲ緩和セントスルモ，此亦到底不可能事ニシテ，進退益々窮マリ，此所数月ヲ出テスシテ，数十年来ノ居住地ヲ放棄シ四散滅列ノ止ムナキ状態ヲ現出セントス」という危機の原因が，次のように分析されている。もともと局子街の商人たちは小資本であったため，中国人街でそれぞれに借家営業していたが，利益の大半は賃料に取られる構造があった。1922 年 9 月に市街地移転を決めたが，敷地買収に数千円を要した。1923 年 5 月朝鮮人街に大火災が起き，その際補助金も出たが，復興が十分でない。建築工事のために資材が暴騰し，手許金がなかった朝鮮人たちはその大半を中国人から資金をあおいだ。関東大震災の影響で商取引が停止した。1923 年 8 月 20 日に市街地移転をして満一年になるが，中国側官憲の妨害で営業できない状態である。新市街地の都市計画で軒並みをそろえた結果，支出が膨らんだ。さらに同年（1924 年）の米価大暴騰で，生計維持に資本金の大半をまわした。かくて，「数十年来鮮人間ニ於テ殆ント独点〔占ヵ〕的ノ商権ナリシ」「穀物雑貨ノ貿易」も，今や「支那商人ニ皈〔帰の異体字〕シツヽアルノ状態」なので，「商業資金融通」による救済が必要だと述べる[75]。

1 週間後には，救済要求の具体的内容が，朝鮮人民会から提起されてくる。融資は 4 万円で，「債務者ハ局子街有力商人五十名内外ノ連帯」とするが，その資格は「千円以上ノ担保物ヲ提出スル者並当市街有力者」である。この融資を資本に「債務者一同」で「局子街貿易組合ヲ組織」し，穀類を輸出して雑貨を輸入する。組合が「局子街輸出入品全部ノ取引ヲナス卸売商」になり，組合員でもある各営業者はその傘下小売商になる。経営実務のため，民会職員 1 名と「経験信望ヲ有スル商人」1 名を理事にあてる。領事分館に毎月報告を出し，「何時タリトモ分館員ノ臨検ヲ要ス」。大阪，清津と取引し，大阪・清津・龍井の商人には現金売却，市内については穀類は現金買い入れ，雑貨は各商人の資産・信用により 1000 円を上限とする掛け売りをするが，掛け売りには組合と「連帯責任者」との契約を必要とする。利益配当は，債務の返済完了後，半分を民会に，残る半分を債務者で分配するが，民会収入にあてるうちのさらに半分は「市ノ公益事業」にまわす[76]。ここで記されている「分館員」は，事実上領事館警察を意味しているので，少なくとも，この第 2 の陳情書の作成には相当程度領事館警察の関与がうかがわれる。朝鮮人民会の求めた「商業資金融通」による「救済」は，領事館警察との共同作業によって，「貿易組合」の設立資金融資という事業計画として提出されてきたのである。

危機はその間にも進行し，領事館側で実情を調べたところ，「十二月中四百戸ノ家屋中五十七戸ノ空家ヲ生ジ尚続続他地方へ移住ノ模様」が確認された。事態を重く見た芝崎路可副領事は「間島総領事ト打合セノ上東拓ニ交渉」したところ，東拓側からは「商業資金ノ融通ハ規程

ニ背致スルタメ貸出不可能」との反応であった[77]。土地にのみ投資する東拓は，貿易組合という商業事業には融資できないというのであった。朝鮮人民会側が融資を引き出すためには，別の形式を提示しなければならなかったのである。

ところで当初，資金繰りに窮した原因について，朝鮮人民会側は領事館側にたいして，新市街の家屋新築に資金を固定した結果，前年の「旱害ト一般不景気トニ因ル地方農民ノ購買力激減ニテ甚敷困難ニ陥」ったと説明していたようである。ところが領事館側で「更ニ取調ノ結果」，朝鮮人たちが家屋新築のために中国人資本から 11 万円ほどの借金をしており，そのうち未返済の 5 万円を「自己ノ資本中ニ算入シ」ており，この「借財ハ高利ナルヲ以テ返済不可能ナルトキハ金利嵩ミテ終ニ家屋ヲ奪ワルル虞レアルコト判明」したのである[78]。

新市街建設は「客年十月以来ノ当地鮮人民会ノ宿望[79]」として位置づけられた重要なものであり，領事館側の危機感は相当深かったようである。1924 年 12 月 11 日，局子街分館の芝崎副領事は東拓の間島出張所長の堀内順一に宛てて，次のように追加融資を要請している。

> 大体新市街ハ貴所ヨリ第一回ニ弐万円ヲ借受ケ，是ニ鮮人各自ノ資金ノ殆ト全額拾八万円ヲ傾倒シ，合計弐拾万円ヲ以テ建設シタルモノナレハ，鮮人等ハ是カタメ甚敷資金難ヲ生シ，一年後ノ今日トナリテ進退ニ窮スルニ至リタルモノニ有之候ヘハ，本件金額ハ，第一回ノ貸付ト関係ヲ有シ，市街建設ノ一部ト見做スコトヲ得ヘキ次第ニ有之。従テ，新市街ノ現状ヨリ押シテ，万一本件貸付ノ成立困難トナルカ如キコトアラハ，新市街ノ鮮人家屋ハ，僅少ノ金額ニテ支那人ノ手中ニ帰シ，折角築キ上ケタル鮮人ノ基礎ハ，茲ニ根底ヨリ覆ヘサル丶コト丶ナリ，勢ヒ第一回ノ貸付金弐万円モ回収困難トナルノ虞アリ。一面，新市街ノ建設ニ関シテハ，従来下市場ニ在住セル鮮人ヲ是ニ移住セシムルノ必要アリシトコロ，彼等ノ内ニハ反対者少カラス。夫等ハ，何レモ，支那官憲ノ力ヲ借リ，新市街鮮人ノ施設ヲ事毎ニ妨害セント企テタルヲ，当館ニ於テ取締タルカタメ，支那側トノ間ニ種々交渉案件生シタル行掛モ有之。自然，新市街ノ興廃ハ，対支策上ヨリスルモ，鮮少ナラサル関係アリ。間島ノ中枢地ニ於ケル吾カ施設ノ一トシテ，一般鮮人保護取締上，将タ支那側ニ対スル面目上，単ナル貸借トハ趣ヲ異ニスルモノ有之候[80]。

貸し倒れのおそれがあると指摘している一方で，新市街建設の過程で立ち退きの対象になった朝鮮人営業者がしばしば中国側官憲を利用して抵抗するのを，領事館警察で取締を行なって，中国官憲と対抗してきたという経緯に照らしても，「一般鮮人ノ保護取締」と「支那側ニ対スル面目」からこの案件の重要さがあると強調するのである。

芝崎はさらに 1925 年 2 月 25 日，外務大臣幣原喜重郎に，「将来市街ノ実権ヲ支那人ノ手ニ握ラシムルハ，従来ノ行掛上，支那側ニ屈服スルノ形トナリ，対支策上面白カラス」，また

「当地カ間島ニ於ケル支那側政治経済ノ中心タル関係上，本件ニシテ成立困難ナルニ於テハ，鮮人ノ信頼心ヲ殺キ，一般鮮人ノ保護取締上支障ヲ来スコト少カラサルヘク」という理由をあげて，融資について東拓本社と協議をしてほしいと，稟請している。

ここで，ようやく新市街建設資金の全容が姿をあらわしてくる。それは東拓から借り入れた2万円を「基金」とし，朝鮮人側が7万円を拠出し，さらに中国人側から建築用材11万円の「融通」をうけた，総工費22万円あまりの事業であった。このうち中国人側からの借入金残高がこの時点で約5万円であったが，そのうち102名分計3万7千円について「督促最モ急ナレトモ，現下ノ状態ニテハ全ク返済ノ見込立タス」という事態なのであった[81]。

局子街朝鮮人民会長の崔允周は，東拓の間島出張所長の堀内順一にあてた「陳情書」で，次のように事態の深刻さを訴えている。

> 目下相当商業ヲ継続シ，又ハ中流以上ノ者ニシテ市内枢要ノ地ニ店舗又ハ住宅ヲ所持スル者ノ内百余名ハ局子街ニ於ケル中堅人物ニシテ，前記建築用材代金未償却金額計三万七千余円ニ達シ，之レガ利子ノ如キ実ニ年四割乃至五割ノ高利ニシテ，今ニシテ弁済セサルニ於テハ益々利息金元加セラレ，万一延引期ヲ失スル時ハ家屋全部ヲ引渡スト雖モ尚ホ債務完済スル能ハサルハ勿論，其ノ結果ハ叙上百余名ノ重要市民ハ従来経営シ来リタル商業ハ継続スル能ハス，廃業スルノ止ムナキハ多言ヲ要セス，住居サヘ維持スル能ハサルニ於テハ，勢ヒ他ニ安住ノ地ヲ求メ転出スル事トナリ，而シテ之等百余名ノ支配ヲ受ケタル残余ノ市民ハ生計ノ途全ク絶タレ，於是乎全住民四散滅烈トナリ，新市街ハ遂ニ敗滅ノ悲運ニ陥入ルヘク，従ツテ局子街ニ於ケル朝鮮人ノ影ハ没落スルノ止ムナキ憫然タル状況ニ立至ルヘク候[82]（傍点は引用者）

年率40%から50%の高利で，雪だるま式に債務がふくらんでいく。しかも崔は，債務者である100名あまりの「中堅人物」が倒産するかどうかという瀬戸際に立たされていることだけが問題なのではないと言う。その「支配ヲ受ケタル残余ノ市民」の去就に関わる，むしろ，危機の本質はそこにあるのだと指し示しているのである。経済的地位における朝鮮人の興廃は，在外朝鮮人統治という帝国日本の国策という次元において問題化されてきたのである。

この1925年2月の「陳情書」に添付された「借入金申込要項」によれば，新市街に建設中の家屋に加えて各人が所有する田畑を新たに抵当に入れることで，102名の連帯債務として2万円を借りて中国人債権者への返済にまわす。連帯債務者のうち「資産信用家十名ノ委員」が借入金の分配と償還金の取り立てとを取り扱い，「朝鮮人民会ニ於テ指揮監督ノ責ニ任ス」という案が立てられた[83]。

4月7日，「民会当局ニ於テ極力斡旋ノ結果」，次のとおりの内容で債権者との交渉がまと

まった。3万7千円のうち半分の18500円は現金で支払い，残りは6か年返済とする。この現金支払い分には東拓融資をあてる。残金は前半3年間は利率年12%で，年一回利子のみ支払う。4年目からは利子を免除し，元金のみを3年間に分けて完済する[84]。

これをうけて現地において領事分館と東拓出張所とで折衝の結果，6月12日には東拓出張所から次のような条件が提示された。東拓から2万円の融資を，「百弐名ノ連帯債務一口」として受ける。利率は年13%で5年以内返済，毎月朝鮮人民会金融部で取り立てを行ない，東拓に払い込む。領事館は毎月債務者に「払込方ノ督励」を行ない，また金融部を「厳重ニ監督」する。東拓では担保に加えて領事館，とりわけその実働をになう領事館警察の「督励」「監督」を前提に，第二次融資に応じることにしたものと思われる。「前回貸出分ノ担保建物坪数一，九二八坪及前回添担保トシテ提供シタル朝鮮民会外拾九名カ支那官庁ヨリ永借地権ヲ得タル市街地九，七五八坪」とある。朝鮮人民会が東拓からの借入返済に責任を負うものであった[85]。

ただし外務省本省では，「本債務ニ対シ朝鮮人民会ヲシテ保証セシメ，債務不払ノ節ハ民会ニ対スル外務省ノ補助金ヲ以テ償還ニ充当スヘキコトヲ契約ノコト」という条項について，民会への補助金を抵当として設定することに難色を示したようである[86]。

6月30日，局子街貿易株式会社の設立総会が開催された[87]。「資本金八万円，四分ノ一払込」とあることからは，東拓融資2万円との関連がうかがわれる。定款では「直輸出入貿易業ヲ営ム」「地方産業発展上公益トナルコトヲ営ム」（第2条）とうたっている。さらに施行規則を見ると，「仕入商品ノ売却ハ本店所在地ノ商人ニ限リ」，「輸出品ノ買上ハ本会社指定商人以外ノ者ニ対シ取扱ヒスル事ヲ得ス。但指定商人ハ本会社株券所持者ニシテ〔中略〕本会社ニ於テ指定商人許可証ノ下付ヲ受ケタル者ニ限ルモノトス」（第4条）。「本店所在地商人ニシテ本社以外ニ於テ商取引ヲ為ササル様最高重役会ヨリ勧告又ハ相当ノ処分ヲ為ス事ヲ得」（第8条）とある。当初の貿易組合構想を反映しつつ，朝鮮人業者を強く統制するこの定款は，産業組合を想起させる。

さらに「本会社ノ株主ハ株金半額ヲ払込ムマテハ本社カ支払フ配当金ヲ当社ニ積立ツヘシ」（第39条），「本会社株式ハ本社ノ承認ヲ経ルニ非ラサレハ売買譲与ヲ為ス事ヲ得ス。但局子街在住朝鮮人以外ノ者ニ対シテハ事情如何ヲ問ハス売買譲与ヲ為ス事ヲ得ス」（第14条）と定めている。東拓融資の連帯債務者たる朝鮮人「重要市民」たちがその東拓融資を全額「出資」にあてたものとし，なおかつ新市街建設にかかわる第1回東拓融資2万円もこの会社の資本金とみなしたのではないだろうか。不明な点もなお多いが，同社は，東拓から引き出した朝鮮人「中堅人物」102名の連帯債務4万円の返済を請け負うために設置されたと見てよいだろう。

このように考える根拠は，領事館による会社支配の規定である。「当地領事館主任」と「金融部主任」（第1条）が顧問に就き，「両顧問ヲ以テ最高重役ト称ス。本会社ハ特殊関係上社ノ

重大事項ハ最高重役ノ諮詢ヲ要スルモノトス」（第2条）とされ，会社経営における最終的な決定権は局子街領事分館の主任にあった。「監査役中一名ハ本店所在地朝鮮人民会役員中ヨリ朝鮮人民会長之レヲ指定ス」（第11条）とある。つまり，同社の実体は局子街朝鮮人民会であったと思われる[88]。

ところで，1933年の外務省の調査では同社について，大正14年7月24日設立で資本金3万8千円の「金融機関」として「一般預金ノ取扱ヲ為シ貸付ハ凡テ担保貸付ニシテ堅実ニ経営ヲ為シ目下相当ノ成績ヲ上ケ居レリ」と記載されている[89]。前節で触れた外務省機密費の「積立」金3万円が，ここにあてられたのではないだろうか。一方で，定款でうたわれた貿易事業の方面では，同社の活動は確認できない。

朝鮮人民会長崔允周は穀物輸出商であると同時に，朝鮮総督府派遣員の皆川連による1923年の調査によれば，「局子街貯金組合（1921年開業，資本金なし）」の組合長としての顔を持つ，おそらく小規模の，金融業者でもあった[90]。ただし，東拓に提出された担保物件一覧表によれば，崔允周は決して局子街の朝鮮人中筆頭の資産家ではなかった。彼はこの表で見る限り，債務額で第6位，財産額で第7位である[91]。つまり，彼が代表者として浮上してきたのは，朝鮮人民会長という地位ゆえに，日本側との交渉にもっとも適任であると見なされたからであろう。

救済は，朝鮮人商人の浮沈が日本帝国の勢力扶植という国策に符合したとき，成立した。そこで登場したのは，領事館警察の監督下に東拓への融資返済に責任を持つと同時に，その債務者たる局子街の主要な朝鮮人商人を統制する局子街貿易株式会社であった。1924年11月，局子街分館副領事の芝崎路可は，同地の朝鮮人民会が中国官憲の圧力に負けて「未タ何等実績ノ見ルヘキモノナク，会費ノ徴収サヘ殆ト不可能ノ状態」だと嘆いていた[92]。だが，この交渉において，局子街民会は「中堅人物」のみならず，その「百余名ノ支配ヲ受ケタル残余ノ市民」に言及することで，朝鮮人住民における代表性を獲得した[93]。

「自治」をめぐる緊張をはらんだまま，1920年代に民会と領事館警察とは経済の領野において協働をすすめる。それは，凶作に際しての朝鮮人農民の「救済」であり，また凶作を契機として浮上した局子街朝鮮人「中堅人物」の「救済」であった。日本帝国にとっては「帝国臣民」の満洲への「扶植」という国策にかなうと同時に，救済者としての日本帝国を打ちだす好機であった。民会側はかかる帝国の欲望に対応して朝鮮人を組織することで，朝鮮人「産業」の経営基盤を強化する資金の調達に成功したのである。

3.「治安」から「民族協和」へ

(1) 中国国権回収，共産党蜂起，満洲事変

1920年代を通じて，朝鮮人民会の展開は依然として領事館警察の影響力の及ぶ範囲に局限

されていたようである。1929年，百草溝領事分館主任の田中繁三は次のように嘆いている。「定メラレタル区域広大ナルニ反シ，百草溝分館管内ニ一ノ警察官派出所ナキタメ」「会員数数千ト称スルモ，年々ノ会費納入状況ヨリ見レハ商埠地及其付近ヲ除ク数ハ僅々数百戸ニ過キス。自然会員ノ民籍乃至生活状況等ノ調査モ不能ニシテ，別項記述ノ数千戸ノ一部数百戸ニ限ラレタル民会ト成リ了リ，他ノ数千戸ノモノハ民会ノ存在ヲ認メス，否必要ヲ感セサル状態ニ在ル[94]」と。管内約6000戸のうち会費納入は約1500戸であるが，「民会員ノ大部分カ直接自己トノ利害関係ノ厚薄ニ依リテ民会ト接触シ，又ハ敬遠スルノ状著シキモノ」があった。田中は，「利ニ因リテ支那官憲ニ縋リ，或ハ日本側ニ頼ル」のは領事裁判権をめぐる対立などの「環境ノ然ラシムルモノ」であるが，とりわけ奥地では「一朝支那官憲ヨリ注目サルルトキハ暴行或ハ不法ノ加罰ヲ免ルル能ハサル」ためだと理解していた[95]。とはいえ，このような朝鮮人大衆の動向があってこそ，朝鮮人民会は日本帝国との交渉を成り立たせることができた。しかし，1930年代に入ると，この構図は崩れていく。

1929年2月に公布された中華民国の新国籍法では，二重国籍が認められるとともに，中国での出生による国籍獲得が可能になった[96]。一方，日本側では1920年代を通じて在満朝鮮人の二重国籍問題をめぐって議論が行なわれていたが，具体的な政策転換にはつながらなかった。

これを背景に，中国国籍の取得によって，中国側の了解と保護のもとで朝鮮人民会に対抗する自治団体をつくろうとする民族主義者の路線が，教育界を基盤に出てきていた。1929年6月2日には朝鮮人私立学校関係者で組織される墾民教育研究会が局子街で「秘密会議」を持ち，朝鮮人学校への圧迫は主権回収をめざす「一種ノ間接的排日行為」であるから朝鮮人が中国国籍を獲得して「全国（中国 ――引用者注）政府法令下ニ一部自治権ヲ与へ，鮮人自ラ結束シテ日本ノ施政ニ反対スヘク，朝鮮人民会ニ対立スル自治団体ヲ組織スルコト」などを議論した[97]。この墾民教育研究会は，1930年1月までには中国側から「鮮人本位」であることを理由に解散を命じられたものの，同1月21日には「対中合法運動ニテ韓族ノ特種教育弁法獲得ヲ目的ト」する延吉県教育者連合会の設立大会が開かれ，「朝鮮語，地理，歴史以外ハ中国教科書ヲ翻訳使用」するほか，「墾民教育研究会ノ復活ニ努力」することなどを決めている[98]。

これより前，1928年には間島琿春朝鮮人十八民会連合会が，「総合的実科中学教育機関」の設置と「補助書堂ノ充実拡張」とを在間島総領事代理芝崎白尾と朝鮮総督府政務総監池上四郎に請願している。凶作後の「茲両三年ノ豊作ニヨリ民力漸ク好転ノ曙光」を見る「今日ニ在リテハ其反動的ニ産業ノ改良子弟ノ教養ニ対スル希望熾烈ト」なり，その背景には「地力ノ減退，労銀ノ騰貴，生活費ノ膨張等ノ原因」があり，「毎年二万以上」の入植者を前にして，教育問題は思想問題でもあった[99]。

1929年に国民政府は県組織法・郷鎮自治施行法・区自治施行法などの一連の地方自治関連法令を公布し，それまで主として警察区域として存在していた「区」を自治団体として位置づ

けた。これをうけて吉林省政府も，一連の法令公布を行ない，同1930年1月より省内の42県を3期に分けて「区村制」による自治を施行することとした。間島の地方政府は当初は朝鮮人が「区村制」に参入してくることに消極的であったようだが，1930年10月の吉林全省行政会議では「区村制」の「急速実施方決議ヲ見タ」[100]。吉林省政府の政策は，間島への地方自治制度の施行とともに朝鮮人の中国国籍取得をすすめ，当局の統制下に中国国籍保有者を組みこんで区村制整備をすすめていこうとするものであった。

1930年10月3日付で吉林省政府から認可を得た「延辺四県自治促進会」は，中国側では「自治知識養成機関」として位置づけられていたようであるが，領事館側が把握していた「民族主義者ノ主ナル者ハ殆ント之ニ加入シ」，各地を巡回して支部を設置していった。自治促進会は，中国側官憲の後援のもとに「朝鮮人統一団体ヲ組織」することで，「共産主義思想ヲ防止」するとともに「生活ノ安定」をめざすことをうたっていたが，領事館側ではその目的は，日本側の警察ならびに朝鮮人民会や附設金融部などに対抗して日本側の勢力を一掃することにあると見ていた[101]。彼らは中国当局からも警戒の視線を向けられてはいたが[102]，その許容しうる範囲内で，朝鮮人民会に対抗した，「区村制」を通じての「自治」がめざされつつあった。

1930年5月30日を期して，中国共産党の李立三路線による指示をうけた朝鮮人共産主義者たちが武装蜂起した。この，いわゆる間島五三〇暴動では，民会関係者は「日帝走狗」とみなされて共産党からの襲撃目標とされ[103]，商埠地や領事館警察の分署所在地から離れた農村部に居住する民会役員たちは領事館警察の保護をもとめて商埠地に避難した[104]。1930年10月1日から6日にかけて「間島琿春朝鮮人民会臨時連合会」が開催され，この会議は「未曾有ノ真剣味ヲ帯ヒ，此際領事館側ニ於テ何等具体的対策ヲ示ササルルニ於テハ各民会長ハ即時総辞職ノ上鮮内地其ノ他安全地帯ニ引揚クルノ外ナシト云フモノアリ，又右対策ノ明示アル迄本会議ヲ継続スヘシト論スルモノアリ，或ハ総領事不信任案ヲ提出スヘシト云フモノアリテ一時相当紛議ヲ醸シタル末」，代表を立てて中国側当局に中国側官憲による朝鮮人迫害をやめるよう陳情するとともに，総領事館側にたいして次の決議文を提出し，実現が得られない場合には民会の閉鎖もやむをえないと警告した。

一，間島一般在住民カ安心シ得ル程度ニ至ル迄ノ治安維持ニ必要ナル警備力ヲ速ニ充実セラレンコトヲ要望スルコト
一，間島ヲ騒擾スル主体ハ主義者ト言ハンヨリ寧ロ之ニ雷同符和スル多数ノ無衣無食ノ徒輩ナルヲ以テ此際速ニ産業施設ヲ実現シ一般鮮農ノ生活安定ヲ期セラレンコトヲ要望スルコト
一，民会ハ在間同胞唯一ノ代表機関タルニ拘ラス経費ノ窮乏ニ依リ維持困難ノ現状ニ陥レリ。故ニ之カ救護策ヲ監督官庁ニ要望スルコト

一，金融部ハ民会ニ附属スルモノナルニ拘ラス民会ヲ度外視スルノ傾向アルヲ以テ速ニ之カ合理的改善ヲ行フヲ要ス。若シ右不可能ノ場合ハ金融部ヲシテ全然独立セシメ民会トハ一切無関係ノ別個機関トスルコト[105)]

朝鮮人民会の関係者の目に映っていたのは，急増する新規移住者が「動モスレハ不安定ナル環境ニ支配セラレ[106)]」る姿であった。つまり，ここで危機として指し示されているのは，彼らにおいても把握しきれない来住者たちの波であり，また「多数ノ無衣無食ノ徒輩」たる彼らが世界恐慌をうけた大豆価格暴落によって動揺し流亡化していく事態であった。

この数日前の9月29日には龍井村公会堂で延辺民衆大会が開かれ，「鮮人十一個団体約千二百余名」が集まっていた[107)]。民会の陳情に応対した中国側の鎮守使は，朝鮮人民会が民衆大会の開催を通じて「直接我官憲ト衝突ヲ起シ一方ニ於テハ我上司ニ抗議スルト云フ一種ノ暴動団ヲ組織」することを扇動しているのではないかと質した[108)]。その一方で領事館警察は民衆大会に民族主義者や共産主義者の「有力者」が関与しているとにらみ，「情況ニ依リ排日運動ニ転換セントスルノ気配アルニ付，厳重警視」していた[109)]。

朝鮮総督府警官隊の増派を請願したにもかかわらず総領事館が回答しなかったことにたいし，10月30日から民会関係者たちは抗議の集団辞任を行なった[110)]。領事館側の説得によってまもなく執務には復帰しているが，1931年1月には，総領事館側の制止を振り切り，「産業施設」の充実などを求めて朝鮮総督府と日本政府とへの陳情団を派遣した[111)]。このとき配布されたパンフレットは，共産党の蜂起とその取り締まりに藉口した中国軍警の横暴とによって天皇の「赤子」たる朝鮮人の生存権が危機に瀕しているとして，「間島問題ノ根本的解決ヲ図ルベキ積極政策」の採用を求めていた[112)]。

このかん東京では，間島五三〇暴動をうけて，外務省・朝鮮総督府・拓務省のあいだで間島問題協議会がひらかれている。この協議会では，外務省が反対したために採用されなかったものの，間島における領事館の警察権を朝鮮総督府に委任することなどを朝鮮総督府の森岡警務局長が求めている[113)]。また，おそらくこれとも関連して1930年8月，朝鮮軍司令部からは陸軍省と参謀本部に，「間島問題ニ関スル観察及意見」が送られている。朝鮮軍司令部は軍事力の発動によって間島協約を改訂に持ちこむことを構想し，そのために政策や世論を誘導する工作が必要であると考えていた[114)]。間島協議会が断続的に討議を進めているなかで朝鮮人民会が主張した「間島問題ノ根本的解決」とは，これら朝鮮総督府や朝鮮軍関係者の意向をうけて，その路線で世論形成を図ろうとしたものであろう[115)]。

1931年9月18日，満洲事変が始められたが，間島がただちに戦場となったわけではなかった。むしろ間島では中国側が軍警の行動を抑制し，また総領事館側も外務省の事変不拡大方針にのっとり，間島に日本軍が出兵する口実をつくらない方向で治安維持をめざした。9月20

日，在間島総領事岡田兼一は「在留内鮮人方面ハ当地方ヘノ出兵ヲ希望シ種々策動」しているものがあると報告している[116)]。21 日夜には「日支衝突事件ヲ醸成」しようとした龍井村朝鮮人民会長李庚在らを検束[117)]，25 日までには局子街内地人民会長森常太郎（朝鮮人民会嘱託獣医）と同朝鮮人民会長崔允周の放火をつきとめて「厳戒」するなどした[118)]。

こうした爆弾投擲や電線切断などは朝鮮軍側の謀略工作の一環であると領事館側では認識していたようだが[119)]，荻野富士夫によれば，満洲事変を機に外務省では外務省警察の増強をめざしており，朝鮮軍の出兵策を封じこめていた[120)]。それでも，民生団結成工作中の 1931 年 11 月 21 日にも，李庚在と崔允周は総領事館警察部長の末松吉次を訪問して「間島在住朝鮮人ノ根本的解決即チ間島ノ独立ヲ決行スルノ好機会ナリト確信ス」と，朝鮮軍の出兵謀略について領事館警察の了解をとりつけようとしたが，末松から「本運動ニ関シテ決死ノ覚悟ヲ有スルヤ如何」と一蹴されている[121)]。

この両名を含む民会関係者の一部は，京城から来た曺秉相や朴錫胤らのはたらきかけに応じ，新たな親日団体民生団の結成に参加する。民生団については，水野直樹や金成鎬らの研究がある[122)]。1931 年 10 月 10 日から 3 日間，龍井村で間島琿春朝鮮人民会連合会議が開かれ，朝鮮人民会は「産業化団体」の組織を前面に掲げて民生団の結成に参加した。さらに間島の「自治区域化」を掲げることで民族主義者の一部をもまきこみ，民生団は 1932 年 2 月 15 日に創立大会を開催した。同 3 月 10 日，間島琿春朝鮮人民会連合会は，民生団と共催で間島琿春住民代表者大会を開き，満洲国政府に間島「特別行政区」設置を陳情するため民生団の理事・関係者を派遣することを決めた[123)]。だが，関東軍も外務省も朝鮮総督府もこの動きを歓迎せず，民生団は吉林省から独立した満洲国直属の「間島庁」の設置請願に切り替えるが，それ以上の活動はなく，陳情員も派遣されることはなかった[124)]。

1932 年 4 月 2 日，王徳林部隊が抗日救国軍として蜂起したのをうけて「帝国臣民の保護」を口実とする奉勅命令が出される。即日朝鮮軍で間島臨時派遣隊が編成され，翌日豆満江を渡った[125)]。この軍事作戦が続いていた 1932 年 5 月から 6 月にかけて，民生団は「自衛団」の組織をはかり，訓練所を設置する。しかし 7 月 10 日には民生団は自衛団訓練所を解散，同月 14 日には事務所を閉鎖，10 月 8 日には正式に解散する[126)]。7 月以降，民会は総領事館が主導する自衛団組織に深く関与していくことになる。金成鎬によれば，満洲国が「五族協和」を掲げる以上，朝鮮人のみが別個に自衛団を組織することは望ましくなかった[127)]。

なお間島の行政は，延吉市政籌備処を改組した吉林省公署特派駐延弁事処を経て，1934 年 10 月の行政区画細分化によって吉林省の延吉・和龍・汪清・琿春の間島四県に奉天省の安図県を加えた五県で間島省が設置され，省城（省首都）とされた延吉（局子街）に間島省公署が設置され，同 12 月執務を開始した[128)]。

(2) 治外法権撤廃と満洲国協和会への合流

満洲事変後の間島では領事館警察が増強され，警察分署もそれにあわせて増設された。領事館警察は陸軍予備役兵からも人材を調達し，軍事討伐に従事していった[129)]。朝鮮人民会は「治安」の一端を担い，領事館警察による支配と一体化していく。

岡田総領事は幣原外務大臣宛の 1931 年 11 月 27 付稟請で，南陽坪分署など 4 分署を移転するにあたって該当地の朝鮮人民会も移転させることとし，民会の積立金を使って庁舎を新築させて領事館が借り上げる案を出している[130)]。このとき涼水泉子，琿春頭道溝については「民会ニ資産ヲ有セサル為」「両民会ニ対シ補助費ノ臨時増額ノ形式」がとられることになった[131)]。またこれに際し，「当該民会ヲシテ」「申請書ヲ提出セシメ支出方ニ関シ意見ヲ付シ取纏メ公信ヲ以テ稟請」するよう，警察部長の末松に指示が出されている[132)]。

これら分署設置は基本的に治安の観点から進められていった。1932 年 7 月 3 日付で作成された「民会特別補助金配賦額」一覧表では，琿春頭道溝分署の移転について「賊団ノ情況ニ依リ工事著手ノ見込立タズ」とされている[133)]。既設民家を借りあげて「仮庁舎」として開設している例が少なくないが，しばしば適当な家屋の借りあげにも困難を来たしていた[134)]。また，1932 年 9 月 1 日に開設された開山屯分署は天図鉄道の「図們江国際橋梁西端ヨリ約五百米ノ地点」に置かれたが，「分署開設援助ニ付テハ当地居住鮮人丁貴玉（天図鉄道保線係）ガ諸準備ニ斡旋シタル外一般ニ無関心ノ状態ニアリ」と報告されている[135)]。

甕声磖子分署は，在住朝鮮人らから出された分署開設と朝鮮人民会設置とをもとめる請願[136)]をうける形で開設されたが，1931 年 12 月 6 日に天宝山分署から応援 3 名をえて出発した警察部隊は，彼らの着任を阻止しようとする中国側軍警からの襲撃に備えて「充分ノ準備」をせざるをえず，果たして同 7 日に満鉄の敦図線測量隊が襲撃されて死傷者を出し，さらに 24 日にも市街銃撃戦が起きている。現地在住朝鮮人の陳情に応えるという形式とは裏腹に，請願に関わったのは「何等地方ニ声望ナキ当奥地方ニ居住」する人物であり，実際には分署開設が「極秘」に進められた。にもかかわらず，分署開設の情報を入手した間島日報通信員を中心とする天主教信者集団と，中国側の副鎮長の座にあった「従来親支派ト目セラレタル」人物の一派とに分かれてそれぞれ民会長以下の役員を独占しようとし，さらに天宝山民会長が民会職員ともまるごと「割込策ヲ講ジツツアル」という動きも見られた[137)]。これら警察分署の移転や新設について，朝鮮人民会側は主導権を持つことはなかった。

1933 年 12 月付で，関東軍司令部は「満洲ニ於ケル朝鮮人指導方案」を作成している。朝鮮人に「民族協和ノ精神」を指導することをうたいつつ，そのために「生活安定ノ方法ヲ講」じることが重視された。具体的には「統制」とそのための「集団化」が打ちだされた。間島に関しては「朝鮮人ノ保護統制ヲ容易ナラシムル為勉メテ其ノ集団化ヲ計リ統制アル集団ノ下ニ定着セシムル如ク指導ス。為之国境接攘地方特ニ間島地方ノ安定策ヲ講シ」，「金融，教育，医療

及警備等ノ諸施設ヲ補備改善ス」ることとされた。さらに「集団地ニ於テハ漸次団体ヲ組織セシメ且地方的ニ之ヲ連絡統制スヘキ機関ヲ設ケ各地団体ノ統制指導ヲ容易ナラシム。為之朝鮮人民会ヲ組織シ直接人民ノ指導誘掖ニ当ラシメ尚緊要ナル地方ニハ連合民会ヲ設ケ関係民会（人員僅少ナルトキハ民会支部）ノ連絡統制ニ任セシム」とされた。統制のための集住政策が方針化され，朝鮮人民会がその集住地における統制の要として位置づけられた[138]。

間島ではこの後，「集団部落」の建設とともに，自衛団の設置と住民の相互監視と連帯責任とをその核にすえた「治安粛清工作」という地域工作がすすめられていく[139]。

1936 年と 1937 年の 2 次にわたって，「満洲国治外法権撤廃並南満洲鉄道附属地行政権移譲に関する条約」（以下，治外法権撤廃と略する）が結ばれる。これによって満洲国における日本の治外法権が撤廃され，同時に満鉄沿線の附属地における日本側の行政権が満洲国側に移譲された[140]。満洲国の地方制度は，治安確立最優先の保甲制度から，これを契機に，街村制へと移行することになる。行政と表裏一体となって，具体的に街村を運営する担い手として要請されたのが協和会であった。協和会は，満洲国治外法権撤廃を受けての 36 年 7 月改組で満洲国の大衆動員を担う国民組織に再編成される。つまり街村において政府と表裏一体の関係にある大衆動員組織として位置づけられたのが協和会であった。協和会は 1938 年 1 月「分会組織並分会活動指導要領」によって街村制の育成指導者として宣言し，その分会は街村を単位とするようになり，1939 年 6 月に満洲国政府が出した「街村育成要綱」によって，協和会は街村「自治」の担い手として確認された。

関東軍司令部は在満朝鮮人にたいする政策方針を転換し，1936 年 8 月 15 日付で新たに「在満朝鮮人指導要綱」を策定した[141]。治外法権撤廃に伴って，在満朝鮮人が「帝国臣民」として享受していた課税等の分野におけるその特権は消滅する。朝鮮人民会をはじめとする在満朝鮮人の「民衆団体」は例外なく協和会に合流させる。朝鮮総督府の予算で行なわれていた在満朝鮮人にたいする「保護施設」すなわち懐柔事業は，満洲国側に移管する，というのである。

また，朝鮮人民会および日本人居留民会の存在が，満洲国側行政の貫徹にとって障害とみなされる状況もうまれてきていた。満洲国民生部地方司の西本良雄は，次のようにいう。

> 民会の行政的性質乃至沿革上記の如き関係上従来は満洲国側の統制及ばず，就中地方農村に於ては建国に基く民心工作の不徹底も手伝ひ内鮮人のみ別個の社会圏に閉じ篭りて五族協和の空気に乏しく従て我地方自治体の円満なる活動を阻害しつつありき。
>
> 就中間島省に於ては其の傾向著しく民会分布の稠密なること（朝鮮人民会二六会，日本人民会一〇会）之が監督機構の整備せること（領事館系統，朝鮮総督府派遣室）等の関係上隠然たる日満二元行政の対立を見たり。…〔中略〕… 満洲国側の行政は実質的には寧ろ満人属人的行政の観を呈し該省県の行政上将民衆工作上も各機関の雑駁性も加はり敏速機宜の

処置を為し難き憾有りき。斯くの如き傾向は間島省以外に於ても奉天省の一部，安東省の一部に於て認めらるる所なり。[142)]

満洲国がその農村行政支配を貫徹していこうとするにあたって，それまで治外法権を享受する「帝国臣民」にたいして行政的機能をはたしてきた民会の存在が，いまや満洲国行政当局にとって対立的な「日満二元行政」ととらえられ，「朝鮮人民会の事務又は事業中教育及儀礼等に関するものを除き一般行政に関するものは之を満洲国に引継ぐ」こととされた。

1936 年 7 月 1 日，新京では，日本人居留民会および新京朝鮮人民会の引継調印式が，総領事館で挙行された[143)]。奉天でも同日，奉天居留民会事務所で引継調印式が開催された[144)]。さらに満洲帝国協和会新京朝鮮人民会分会の結成式が 9 月 5 日，新京普通学校において挙行され，分会長には新京朝鮮人民会会長の金道根が就任した[145)]。

また，共産党パルチザンにたいしてスパイ・切り崩し工作を行なっていた朝鮮人親日反共団体「間島協助会」も 1937 年 1 月 1 日に解散し，協和会に合流した[146)]。協和会が一元的に，在住朝鮮人民衆にたいする工作を担うのである。

間島省における民会事務「引継」は，1936 年 8 月末頃から始められ，10 月末までには完了した。延吉日本人居留民会の職員も 10 月 24 日から，延吉街公署で執務を始めた[147)]。11 月 1 日を期して，延吉・龍井・図們・琿春の 4 街公署の開署式が挙行された[148)]。明新村と琿春街のように，朝鮮人民会の事務所が街村公署に流用された例も見られる[149)]。民会の行政的事務の満洲国側への「引継」とは，民会事務所に入居するかたちで街村公署が民会と同居し，民会職員が満洲国官吏に転じることであった。

琿春領事分館では 1936 年 8 月 29 日，民会長たちを呼集して指示を与え，「引継」作業の万全を期した[150)]。また，総領事館管下の朝陽川，銅仏寺，明月溝等の各地には，総領事館職員が出張し，現場で直接「引継」作業を監督することとなった[151)]。

民会の行政事務引き継ぎの核心は，民会の所管事項であった在住朝鮮人の戸籍にあった。街村公署が第一に着手すべき課題は「施政上最も緊要である戸籍の整備」であり，これが「治安上からみても不逞共匪の排除に役立つこと少なからぬものがあることを確信」しているという，満洲国間島省公署当局の談話が報道された[152)]。

一方，朝鮮人民会の協和会との合流は，間島省では治外法権撤廃の以前から始まっている。1935 年 10 月 6 日には協和会南坪分会が設立されたが，分会長には南坪朝鮮人民会会長の李明鎮が就任し，民会理事の朴夢龍が評議員に加わっている[153)]。1936 年 8 月 12 日には，協和会延吉第二分会（朝鮮人分会）が結成され，分会長には金永学が就任している。協和会分会の副会長となった孫定龍，金熙洙の両名はそれぞれ延吉朝鮮人民会長と議員であり，常務員の張基憲は民会主事である[154)]。また，龍井では，協和会分会事務所が 1937 年 1 月から朝鮮人民会事務

所内に設置されることになった[155]。1937年5月24日から3日間，延吉で協和会間島省連合協議会が開催されたが，会場は朝鮮人民会公会堂であった[156]。

間島では，1937年11月に龍井朝鮮人民会の閉鎖に際して，「朝鮮人関係の特殊事情」を処理するとして，もとの民会事務室と東拓附属建物に「朝鮮人会」を設置する動きがあった[157]。このような動きは間島に限らず，満洲国内の各地で見られたようだが，関東軍や満洲国当局は，これらが「動モスレハ一民族カ他民族ヨリ遊離シ，若クハ民族的偏見ヲ以テ依拠シ易ク，延テハ日満一体・民族協和ノ精神ニ背馳スル惧ナキヲ保シ難キ」として，禁止や解散を指導するよう日本側出先機関に申し入れた。領事館側では直ちに解散を命じるのは穏当ではないとして反対したが，満洲国治安部はこれらの団体を「急速解散」させるよう訓令した。朝鮮人側の抵抗は少なくなかったらしく，「各地ニ於テ相当紛擾ヲ惹起シタル経緯等」の末，ようやく1938年初めに至って「各地方ニ，之等旧民会員ヲ打ツテ一丸トセル鮮系分会簇立」するに至った。しかし，実態においては民会組織がそのままのこれら協和会分会も，「真ノ民族協和ニ誘導セシムルノ途ニアラス」とされた。協和会は1938年3月2日付で「康徳五年度工作方針」を出し，民族別分会を解体して地域別・職場別分会に改編を進めていく[158]。

最後に，領事館警察が間島から撤退した後，満洲国協和会のなかで確認できる朝鮮人民会関係者の姿を紹介しておきたい。

崔允周は，1935年時点までは局子街朝鮮人民会長（のち延吉朝鮮人民会と改称）であったが，1936年末に協和会中央本部嘱託に就任し[159]，後に中央本部委員となった[160]。朝鮮総督府からも中枢院参議に叙せられている[161]。崔武益によれば，1943年2月，崔允周の提議に基づいて，協和会の分科独立機構として間島省決戦皇民団が設置された。委員には協和会の省および県本部の日本人と朝鮮人がなり，「協和会内朝鮮人皇民化自興運動」として「皇道精神」の滲入，「必勝の信念」「挙国一致」「総力集結」等の精神を確立する運動が展開された。延吉県決戦皇民団では，発起人である崔允周が委員長となった[162]。

1939年11月下旬時点での汪清県百草溝に村公署を置く春融村の協和会分会長は，朴根植である。彼はかつて百草溝朝鮮人民会長として[163]，満洲事変後には朝鮮人を収容する「集団部落」建設にも携わってきた[164]。民会が協和会に合流すると，そのまま協和会の分会長に就いて，1939年度の満洲帝国協和会全国連合協議会（全連）に，間島省代表の一人として出席している[165]。1943年度の全連には，間島省の「松田根植」協議員が農産物出荷統制の問題点について発言しているが，この春融分会長の「松田」は創氏した朴根植であろう[166]。安図県を別にすれば，汪清県は間島省では朝鮮人の人口比率が低い方に属するが，共産党の抗日パルチザンの有力な根拠地も多数存在した地域である。「集団部落」が多数設置されていた地域では，その維持のためにも，もとの朝鮮人民会関係者たちを協和会運動の主要な地位に配置しておく必要があったと考えられる。

満洲国の統治下における彼らは，朝鮮人住民を動員する立場でもあり，また住民を代表して地域の事情を主張し交渉にあたる「有力者」でありつづけたものと思われる。

親日朝鮮人団体として中国側からの圧迫にさらされるため，民会の代表性は不安定であった。間島五三〇暴動への対応をめぐって，民会関係者は「帝国臣民」として日本帝国の「保護」をもとめたが，しかし，民会側の要求が帝国の国策に変更をせまるものであったときには，交渉の場は生まれなかった。満洲国の統治下では，民会と満洲国側行政との矛盾が深まり，治外法権撤廃にともなって行政機能を満洲国側に移譲したうえで，協和会に合流した。間島では民会関係者が引き続き協和会の要職に就き，民衆動員を担っていく。彼らは街村制のなかで行政機構へ参入していくが，それは「治安粛正工作」で地域経済が破綻していく過程と並行していた。

お　わ　り　に

本稿は，朝鮮人民会と領事館警察との関係性を，「生活」をめぐる交渉に注目して追跡した。その論旨を確認すると，次の通りである。間島出兵（1920～21年）に呼応して，在間島日本総領事館は朝鮮人民会の再編を進めた。民会に組織された朝鮮人は，移民として総じて弱い立場にあった朝鮮人の生活基盤を固めることに，その存在意義を見出していった。その要求が在満朝鮮人総体の帰趨に関わるときには帝国はそれに応じざるを得なかった。しかし，治外法権を領事館警察が行使するための方便として活用された朝鮮人の「自治」は，それが満洲国において地方行政の桎梏とみなされるようになった時点で，「民族協和」を掲げる満洲国協和会へと合流させられた。

最後に，植民地帝国の領土外において，植民地出身者が「帝国臣民」として名乗ることの意味について考えたい。民会関係者において，「民族」という語りは独立運動での敗北によって放棄されたのではなく，むしろ植民地帝国日本から「救済」を引き出すにあたって意味ある名乗りとして選択されていく。局子街貿易会社設立過程に端的にあらわれているように，援助の投入は，それが一部「重要市民」の利権ではなく，その「支配ヲ受ケタル残余ノ市民」をふくめた集団の，つまり民族共同体の利害関係として設定されたときに，正当性を獲得するのである。直截的な「独立」や「自治」ではなく，そこでは「生活」が問題なのであった。積極的に植民地帝国の力を欲望することは，しかし当事者においては必ずしも屈服だとは考えられなかったかもしれない。そこで生きのこること，しかも敵の資源を流用して血肉とすることに，闘争が読みこまれていたのかもしれない。朝鮮人民会と領事館警察との緊張をはらんだ協働は，かかる交渉過程として再検討されねばならないだろう。

言うなれば，植民地近代とは，このような欲望の動員であったのではないだろうか。朝鮮人民会においては，「親日派」になることが「民族」への敵対行為なのではなく，むしろ「民族」

の生活を守りさらに改善するための交渉の場を作り出すこととして再設定された。それはつまり，植民地帝国日本の人種主義に即応して，帝国臣民として領事館警察の保護を受けるべき在満朝鮮人として主体化することでもあった。在満朝鮮人の生活そのものが帝国の国策に重なりあうものとして指し示されたとき，そこに救済が発動されたのである。

注

1）水野直樹「在満朝鮮人親日団体民生団について」河合和男ほか編『論集　朝鮮近現代史 ―― 姜在彦先生古稀紀念論文集』明石書店，1996 年，56 頁。

2）本稿において間島とは，満洲事変以前においては在間島総領事館管轄区域である吉林省の延吉県・和龍県・汪清県・琿春県を，満洲国期の間島省設置（1934 年 12 月）以後においては前記 4 県に安図県を加えた間島省を指す。

3）水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係 ―― 植民地期朝鮮人国籍問題の位相」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館，2001 年。なお，孫安石も 1920 年代の台湾籍民と朝鮮人について論じている。孫安石「東アジアの国籍と近代 ―― 一九二〇年代における「国民」をめぐる言説」小川浩三編『複数の近代』北海道大学図書刊行会，2000 年。

4）荻野富士夫『外務省警察史 ―― 在留民保護取締と特高警察機能』校倉書房，2005 年，475 頁。

5）井上学「日本帝国主義と間島問題 ―― 一九一〇年代・二〇年代前半」『朝鮮史研究会論文集』第 10 号，1973 年。

6）姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究 ―― 一九二〇年代を中心に』東京大学出版会，1979 年。

7）呉世昌「在満朝鮮人民会研究在滿朝鮮人民會研究」『白山學報』第 25 号，1979 年。

8）崔武益「親日反共的崔允周」『延辺歴史研究』第 3 号，延辺歴史研究所，1988 年。

9）李盛煥『近代東アジアの政治力学 ―― 間島をめぐる日朝中関係の史的展開』錦正社，1991 年。

10）申奎燮「日本の間島政策と朝鮮人社会 ―― 一九二〇年代前半までの懐柔政策を中心として」『朝鮮史研究会論文集』第 31 集，1993 年。なお，経済史からは金周溶が，間島における日本帝国主義の経済侵略という視角から東拓や朝鮮銀行などの展開を追うなかで，朝鮮人民会附設金融部に 1 章を割いてその経営を検討している。김주용『일제의 간도 경제침략과 한인사회』선인，ソウル，2008 年。

11）申奎燮「初期「満州国」における朝鮮人統合政策 ―― 全満朝鮮人民会連合会の分析を中心に」『日本植民地研究』第 9 号，1997 年。

12）申奎燮「在満朝鮮人の『満州国』観および『日本帝国』像」『朝鮮史研究会論文集』38，2000 年 10 月。申奎燮「治外法権撤廃と在満朝鮮人統合政策 ―― 治外法権撤廃から協和会への編入まで ――」姜徳相先生古希・退職紀念論文集刊行委員会編『姜徳相先生古希・退職記念　日朝関係史論集』新幹社，2003 年。

13）林永西「1910～1920 年代 間島韓人에 대한 중국의 政策과 民會」『韓國學報』73，1993 年。

14）金泰國「北間島地域 朝鮮人居留民會（1917～1929）의 設立과 組織」『歴史問題研究』第 4 号，2000 年。金『東北地区“朝鮮人民会”研究』黒竜江朝鮮民族出版社，2007 年。

15）田中隆一「満洲国時期在満朝鮮人の「対日協力」―― ハルビンを事例に」『満洲国と日本の帝国支配』有志舎，2007 年。

16) 筆者は別稿において，かかる在満朝鮮人の「帝国臣民」を名乗る主体化がすぐれて植民地近代の課題であり，「生活」をめぐるサバルタン民衆の陣地戦であると述べた。廣岡浄進「主体化と動員の陣地戦 ―― 植民地帝国日本の人種主義と総力戦体制下の部落解放運動を考えるために」『待兼山論叢』第 40 号日本学篇，2007 年。また，筆者は以前，満洲国協和会における在満朝鮮人が「皇国臣民」として教育を要求する語りを検討している。廣岡浄進「在満朝鮮人の『皇国臣民』言説 ―― 総力戦下の満洲国協和会を中心に」『朝鮮史研究会論文集』41，2003 年。

17) 冨山一郎『暴力の予感 ―― 伊波普猷における危機の問題』岩波書店，とくに第 2 章「名乗る者」および終章「申請する者」。

18) 李盛煥，前掲書，96 頁。『外務省警察史』間島ノ部第七ノ三，第二章第九節附録，「在間島警察機関警察部長，署長及分署長歴任表」のうち「在間島総領事館琿春分館警察署」9829 頁。マイクロフィルム SP. 205-5。京都大学人文科学研究所所蔵。

19) 『外務省警察史』同前，「在間島警察機関警察部長，署長及分署長歴任表」中「在間島総領事館延吉分館百草溝警察署」9817 頁。

20) 申奎燮「併合直後の朝鮮人の間島移住」木村健二・小松裕編著『史料と分析 「韓国併合」直後の在日朝鮮人・中国人 ―― 東アジアの近代化と人の移動』明石書店，1998 年，175-176 頁。

21) 1943 年 10 月 1 日現在の満洲国当局の統計によると，間島省の人口は 832,114 人，そのうち朝鮮人は 606,244 人であった。総務庁統計処・警務総局『康徳九年十月一日現在満洲帝国現住人口統計（総編及年齢別編）』1943 年，謄写版。太田出氏からご提供いただいた。

22) 満洲帝国協和会中央本部調査部『国内に於ける鮮系国民実態』1943 年，26-27 頁。北海道大学図書館所蔵，水野直樹氏より提供をうけた。

23) 近年の成果に，たとえば，白榮勛『東アジア政治・外交史研究 ――「間島協約」と裁判管轄権』大阪経済法科大学出版部，2005 年。

24) 水野直樹，前掲「国籍をめぐる東アジア関係」。

25) 李盛煥，前掲書，149 頁，154 頁表 3。

26) 内田外務大臣宛川南局子街分館主任，1920 年 11 月 15 日，電報。姜徳相編『現代史資料 28 朝鮮 4』みすず書房，1972 年，331 頁。引用史料には句読点を適宜補い，旧字体は新字体に変更した。以下同じ。

27) 1919 年 5 月 28 日，騒密第 3207 号「独立運動ニ関スル件（国外日報第七十六号）」『現代史資料 26 朝鮮 2』みすず書房，1967 年，183 頁。

28) 1919 年 5 月 30 日，騒密第 3327 号「独立運動ニ関スル件（国外日報第七十九号）」，同前書，191 頁。

29) 1919 年 5 月 29 日，騒密第 3266 号「独立運動ニ関スル件（国外日報第七十八号）」，同前書，185 頁。

30) 姜徳相「海外における朝鮮独立運動の発展」『朝鮮民族運動史研究』第 2 号，1985 年，14 頁。初出は『紀要』第 51 号，東京大学東洋文化研究所，1970 年。間島出兵については，次の研究も参照。東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』第 14 集，1977 年。キムチョンミ（金静美）『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』現代企画室，1992 年。

31) 在間島日本総領事館，1920 年 11 月 31 日，報告（秘間情第 69 号）『現代史資料 28 朝鮮 4』413 頁。

32) 内田外務大臣宛在間島堺総領事代理，1920 年 8 月 25 日，「各分館主任打合会議ニ関スル件」『外務省警察史』間島ノ部 1957-1972 頁。

33)　外務大臣伯爵内田康哉宛在間島総領事代理堺与三吉，1920年11月9日報告『現代史資料28朝鮮4』298-299頁。

34)　1920年3月調「間島地方ニ於ケル韓族独立機関調査表」によれば，国民会は延吉県一両溝（局子街北方約6里）に事務所を置き，「武力的隊員ヲ有セス」とされながらも「露国製小銃一〇〇挺」を確保していた。会長具春先（五四位）は原籍咸鏡北道穏城郡永達面で延吉県春陽社北哈蟆塘（百草溝北方約五里）に住む「耶蘇教」信者であった。顧問，副会長のほか，総務として韓相愚があげられており，年齢44歳，原籍咸鏡南道咸興郡，現住所は具会長と同じく延吉県春陽社北哈蟆塘の耶蘇教徒とされている。間島派遣員報告要旨，1920年3月16日，高警第7594号，密第102号其760「国外情報」（『陸軍省大日記』朝鮮騒擾事件関係書類大正8年乃至同10年共7冊其5，JACAR，C06031153500）

35)　外務大臣伯爵内田康哉宛在間島総領事代理堺与三吉，1920年11月12日，「宣伝情報送付ノ件」『現代史資料28朝鮮4』451頁。

36)　在間島日本総領事館よりの報告，1920年11月31日，（秘間情第69号）『現代史資料28朝鮮4』413頁。

37)　在満日本大使館『昭和十年度　在満朝鮮人概況』1935年。

38)　朝鮮軍司令部「間島出兵史」『朝鮮統治史料2』120-121頁。

39)　この過程は，荻野富士夫，前掲書，第二部「Ⅱ間島における外務省警察」に詳しい。なお，1918年11月に天宝山分署が，1919年3月に八道溝派出所と南陽坪派出所が，すでに開設されていた。前掲，「在間島警察機関警察部長，署長及分署長歴任表」（『外務省警察史』）。

40)　外務大臣伯爵内田康哉宛在間島総領事代理堺与三吉，1921年4月4日，「朝鮮人民会総会状況報告の件」（外務省記録1-5-3-15-3『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　朝鮮人民会』，外務省外交史料館所蔵）。

41)　外務大臣伯爵内田康哉宛在琿春副領事佐藤今朝蔵，1923年5月［5］日，「黒頂子地方鮮人状況ニ関スル件」（1-5-3-15-3『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　朝鮮人民会（琿春）』）。

42)　外務大臣伯爵内田康哉宛在間島総領事代理領事堺与三吉，1921年2月12日，「朝鮮人民会規則送付ニ関スル件」（1-5-3-15-3『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　朝鮮人民会』）。ちなみに国境接壌地帯に所在の民会による関税免税証明書発行事業については，申奎燮，前掲「日本の間島政策と朝鮮人社会」。また，外務省亜細亜局第二課，1931年4月調，『間島問題調書』529頁「第十章 間島在住朝鮮人ノ生活状況」の「第四節 朝鮮人保護撫育ニ関スル施設」（JACAR，B02130106100）。このほか，牛疫予防事業については，尹哲友「一九二〇年代中国間島地域における日本の牛疫防疫」『朝鮮史研究会論文集』48，2010年。

43)　朝鮮総督府『在満朝鮮同胞に対する本府施設の概要』1930年10月，6頁。外務省東亜局第二課，1937年1月14日，「対在外鮮人施設ニ関スル外務省及朝鮮総督府ノ分担事項協定経緯」友邦文庫，学習院大学東洋文化研究所所蔵。

44)　日高丙子郎は1921年10月に間島で光明会を結成し，1922年には光明語学校と光明女学校を設立する。以後1938年に満洲国側に移管されるまで，朝鮮総督府と外務省から補助を受けて教育事業を展開した。槻木瑞生・北原拓也「中国吉林省間島光明学校の展開 ――「満洲」における日本の朝鮮族教育政策と日高丙子郎」阿部洋編『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』科学研究費補助金研究成果報告書，1994年，124-126頁。

45)　「日高丙子郎意見書」1921年，『斎藤実文書』書類の部一，九六-36(3)，国立国会図書館憲政資料室所蔵。

46)　林永西，前掲論文。金泰国，前掲書。

47)　内田外務大臣宛在間島鈴木総領事，1923 年 4 月 4 日「朝鮮民団設立運動経過ニ関スル件」『外務省警察史』間島ノ部，4055-4062 頁。

48)　内田外務大臣宛在間島鈴木総領事，1923 年 3 月 24 日，「朝鮮人民団及執行委員会ノ日支両国官憲ニ対スル要求事項ニ関スル件」『外務省警察史』間島ノ部，4044-4054 頁。

49)　執行委員姓名は『東亜日報』1923 年 3 月 24 日。民会関係者 11 人の氏名と役職は次のとおり。李庚在（龍井村民会議員，のち会長），鄭士斌（同議員），趙商九（同議員），姜槿（龍井村民会会長），李熈悳（元の龍井村民会会長），金用燦（龍井村民会監査），韓相愚（百草溝民会副会長），李昌来（琿春民会会長），金秉湜（1925 年に大拉子民会会長），朴定奎（八道溝民会会長），申鉉默（二道溝民会会長）。また，白楡昌は南陽坪民会議員の白愈昌，孫貞龍は 1935 年に延吉民会長であった孫定龍であると思われる。

50)　在間島鈴木総領事宛在琿春佐藤分館主任，1923（史料の年号は誤記）年 2 月 24 日，「支那兵ノ鮮人射殺事件ニ関スル件」『外務省警察史』間島ノ部 4023-4028 頁。ただし，琿春朝鮮人民会長の李昌来のように住民大会に参加もしていない人物も選出されている。

51)　外務大臣内田康哉宛在間島総領事鈴木要太郎，1923 年 5 月 28 日，「国民思潮及民衆運動ニ関スル件」（1-3-3-6『国民思潮及民衆運動ニ関スル調査』，JACAR，B03041041000）。

52)　前掲，内田外務大臣宛在間島鈴木総領事，1923 年 4 月 4 日「朝鮮民団設立運動経過ニ関スル件」。

53)　外務大臣男爵松井慶四郎宛在間島総領事鈴木要太郎，1924 年 2 月 4 日，「要注意鮮人ノ墾民教育研究会組織ニ関スル件」（1-5-3-15-5.『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　教育施設』第三巻，JACAR，B03041629100）

54)　前掲，外務大臣内田康哉宛在間島総領事鈴木要太郎，1923 年 5 月 28 日，「国民思潮及民衆運動ニ関スル件」

55)　水野直樹，前掲「国籍をめぐる東アジア関係」，223 頁。朝鮮総督府「在満洲朝鮮関係領事官打合会議報告」1923 年 11 月，金正柱編『朝鮮統治史料』8，韓国史料研究所，1971 年。

56)　金泰國，前掲書，107 頁。

57)　前掲，在間島鈴木総領事宛在琿春佐藤分館主任，1923〔1924〕年 2 月 24 日，「支那兵ノ鮮人射殺事件ニ関スル件」。

58)　前掲，外務大臣内田康哉宛在間島総領事鈴木要太郎，1923 年 5 月 28 日，「国民思潮及民衆運動ニ関スル件」。

59)幣原外務大臣宛間島鈴木総領事，1924 年 7 月 4 日，（暗）第 46 号（1-5-3-15-7『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　難民救済ノ部』第 2 巻，JACAR，B03041642100）。

60)　外務大臣男爵幣原喜重郎宛在間島総領事鈴木要太郎，1924 年 12 月 27 日，機密第 314 号「窮民救済貸付ニ関スル件」（同前，B03041642400）。

61)　外務大臣男爵幣原喜重郎宛在間島総領事鈴木要太郎，1925 年 2 月 21 日，機密第 55 号「救済資金貸出方ニ関スル件」（同前，B03041642600）。

62)在間島鈴木総領事宛幣原大臣，1925 年 3 月 12 日，亜二機密第 8 号「救済資金貸出ニ関スル件」（同前，B03041642100）

63)　在間島鈴木総領事宛幣原大臣，1925 年 3 月 13 日「飢民救済資金貸出ニ関スル件」。外務大臣幣原喜重郎宛東洋拓殖株式会社総裁渡辺勝三郎，1925 年 4 月 28 日金貸第 90 号「間島飢民救済資金貸出ノ件」同前。なお，外務省から 5 万円支出することとされたが，その内訳は，「大正 13

年度在外鮮人保護取締費」の「民会補助費」残額から2万1874円，同じく「機密費」から2万8126円であった。「高裁案」，1925年3月13日，「間島地方飢民救済ニ関スル件」（同前，B03041642700）。

64）1925年3月ヵ，「長春十日発『東方通信』」，同前。

65）新聞切り抜き，1925年3月18日付（『間島新聞』と記載されているが，間島新報の誤りであると思われる。），（同前，B03041642700）。

66）外務大臣男爵幣原喜重郎宛在間島総領事鈴木要太郎，1925年3月24日，機密第90号「救済資金貸出ニ関スル件」同前。

67）内務大臣若槻礼次郎宛警視総監太田政弘，1925年5月5日，鮮高秘第5034号「間島在住鮮人救済運動者退京ニ関スル件」（同前，B03041642800）。

68）外務大臣男爵幣原喜重郎宛在琿春副領事田中正一，1925年6月4日，公信第138号「支那側当局ノ窮民救済ニ関スル件」（同前，B03041642800）。

69）在間島鈴木総領事宛幣原外務大臣，1925年6月10日，「間島飢民救済資金貸出方法変更ノ件」（同前，B03041642800）。

70）高裁案，1925年6月17日起草，同26日支出済，「間島地方飢民救済東拓貸出金償還準備金支出方ノ件」（同前，B03041642800）。

71）外務大臣幣原喜重郎宛在間島鈴木総領事，1926年2月19日，「救済貸付金回収成績報告ノ件」同前。

72）外務大臣男爵幣原喜重郎宛在局子街副領事芝崎路可，1925年2月25日，機密第13号「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」（1-15-3-15-6『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　産業施設（金融）』第6巻，JACAR, B03041639600）。

73）局子街領事分館副領事芝崎路可宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1924年11月17日，「陳情書」同前。

74）前掲，外務大臣男爵幣原喜重郎宛在局子街副領事芝崎路可，1925年2月25日，機密第13号「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」同前。

75）局子街領事分館副領事芝崎路可宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1924年11月10日，「陳情書」同前。

76）前掲，局子街領事分館副領事芝崎路可宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1924年11月17日，「陳情書」同前。なお，10日付の最初の陳情書と17日付のものとでは，筆跡が異なる。筆記媒体が異なる可能性も考えられるが，前者には朝鮮語では同音の誤字が散見される。

77）前掲，外務大臣男爵幣原喜重郎宛在局子街副領事芝崎路可，1925年2月25日，「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」。

78）同前。

79）外務大臣男爵幣原喜重郎宛在局子街副領事芝崎路可，1925年6月16日，機密第30号「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」（前掲，『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　難民救済ノ部』第2巻，JACAR, B03041642200）。

80）東洋拓殖株式会社元山支店間島出張所長堀内順一宛在局子街副領事芝崎路可，1924年12月11日，機密第2号「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸付片請願ノ件」（前掲，『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　産業施設（金融）』第6巻，JACAR, B03041639600）。

81）東洋拓殖株式会社元山支店間島出張所長堀内順一宛在局子街副領事芝崎路可，1925年2月24日，機密第3号「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」同前。

82) 東洋拓殖株式会社間島出張所長堀内順一宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1925 年 2 月 12 日，「陳情書」同前。ただし，当初案（2 月 12 日付陳情書）では 3 万円だったのを芝崎副領事が 2 万円に減額させている。前掲，東洋拓殖株式会社元山支店間島出張所長堀内順一宛在局子街副領事芝崎路可，1925 年 2 月 24 日，「局子街新市街鮮人ヨリ第二回資金貸出方願出ノ件」。
83) 同前。
84) 副領事芝崎路可宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1925 年 4 月 7 日，「支那人債務残額償還方法ニ関スル件」（前掲，『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　難民救済ノ部』第 2 巻，JACAR, B03041643600）。
85) 在局子街日本領事館分館主任芝崎路可宛東洋拓殖株式会社間島出張所長，1925 年 6 月 12 日，間第 81 号「局子街新市街鮮人ヘ第二回貸出ノ件」同前。この土地は，商埠地設定以来中国側の商埠局が所有してきた空き地を，「新市街建設ノ必要上鮮人民会其ノ他ニテ借地シタルモノ」であった。芝崎副領事は，地代の未納さえなければこの永借地権は移転可能だと認識していた。東洋拓殖株式会社間島出張所長堀内順一宛在局子街副領事芝崎路可，1925 年 6 月 12 日，「局子街新市街鮮人ヘ第二回貸出ノ件」同前。
86) 同前。欄外には「二万抵当ノ姿？　之ハ考モノナルヘシ」と書きこみがある。
87) 外務大臣男爵幣原喜重郎宛在局子街副領事芝崎路可，1925 年 8 月 13 日，公信第 201 号「局子街貿易会社成立ノ件」（前掲，『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　産業施設（金融）』第 6 巻）
88) 同前。ただし，この規程は同社の経営を附設金融部が実質的に支配するとも読める。民会関係者が附設金融部に不満を抱いていた事情の一端が，このあたりにうかがわれる。ちなみに崔武益，前掲論文は同社について，1925 年に東拓から崔允周が資本金 2 万円を借りて設立した金融機関であるとする。
89) 在満日本大使館『昭和十年度在満朝鮮人概況』1935 年，358 頁。
90) 外務大臣伯爵内田康哉宛在間島総領事鈴木要太郎，1923 年 1 月 20 日，「報告書進達ノ件」に添付の，総督府派遣員皆川連「大正十二年一月一日間島 {金融経済}」（1-5-3-15-6.『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　産業施設』第 3 巻，JACAR, B20030416341）。ほかにも，「局子街日々貯金組合（1922 年開業，資本金なし）」組合長として金昌根，「朝鮮人民会殖産会（1920 年）」会長として李熙悳など，民会関係者の名が確認できる。
91) 前掲，東洋拓殖株式会社間島出張所長堀内順一宛局子街朝鮮人民会長崔允周，1925 年 2 月 12 日，「陳情書」。
92) 在間島総領事鈴木要太郎宛在局子街副領事芝崎路可，1924 年 11 月 28 日，「鮮人民会発展促進ニ関スル件」（前掲，『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件　朝鮮人民会』第 2 巻，JACAR, B03041613700）。
93) ちなみに 1927 年には局子街朝鮮人民会の事業として，領事分館の仲介をえて天図鉄道の局子街駅から新市街への直通道路をひらくことに成功している。在間島総領事鈴木要太郎宛在局子街副領事近藤信一，1927 年 5 月 13 日，公信第 124 号「局子街駅ヨリ朝鮮人市街ヘ直通道路開設ニ関スル件」（外務省記録 G. 2. 2. 0. 1『中国道路関係雑件』JACAR, B04121056400）。
94) 外務大臣男爵幣原喜重郎宛在百草溝分館主任田中繁三，1929 年 7 月 22 日，機密公信第 103 号「『百草溝事情』提出方ニ関スル件」（A-6-1-0-3『在支公館管内事情報告雑纂』第 3 巻，JACAR, B02031676300）
95) 在間島総領事岡田兼一宛在百草溝分館主任田中繁三，1930 年 6 月 9 日「管内事情提出並印刷方ニ関スル件」（同前，JACAR, B02031677300 および B02031677500）。
96) 水野直樹，前掲「国籍をめぐる東アジア関係」，226 頁
97) 外務大臣男爵田中義一宛在局子街副領事田中作，1929 年 6 月 4 日，機密第 202 号「間琿鮮人

私立学校代表秘密会議開催ニ関スル件」（外務省記録 I. 1. 5. 0. 7-3『在外鮮人学校教育関係雑件／吉林省ノ部』第 1 巻，JACAR, B04012240100）。

98）外務大臣伯爵幣原喜重郎宛在間島総領事岡田兼一，1930 年 2 月 3 日，機密第 109 号「延吉県教育者（朝鮮人側）連合会設立大会ノ状況ニ関スル件（局子街分館報告）」（外務省記録 I. 1. 5. 0. 7-3『在外鮮人学校教育関係雑件／吉林省ノ部』第 2 巻，JACAR, B04012241300）。

99）外務大臣男爵田中義一宛在間島総領事代理芝崎白尾，1938 年 5 月 14 日，「間島琿春地方在住鮮人子弟ニ対シ中等程度学校教育機関其他施設方ニ関スル件」（外務省記録 I. 1. 5. 0. 7-3『在外鮮人学校教育関係雑件／吉林省ノ部（間島）』第 2 巻，JACAR, B04012241100）。

100）民政部総務司調査科編『県区村制度ノ事変前ニ於ケル状態』（調査資料第一号），1933 年 2 月，山口大学経済学部東亜経済研究所所蔵。

101）「延辺四県自治促進会の成立事情」『間島問題調書　昭和六年四月調』亜細亜局第二課，1931 年，284 頁（JACAR，B02130105200）。

102）外務大臣伯爵幣原喜重郎宛在間島総領事岡田兼一，1930 年 2 月 3 日，機密第 109 号「延吉県教育者（朝鮮人側）連合会設立大会ノ状況ニ関スル件（局子街分館報告）」（外務省記録 I. 1. 5. 0. 7-3『在外鮮人学校教育関係雑件／吉林省ノ部』第 2 巻，JACAR, B04012241300）。

103）間島琿春朝鮮人民会連合会「間島琿春在住四十万同胞の倒懸を救へ」1931 年 1 月，斎藤実関係文書書類の部一，九六-29，国立国会図書館憲政資料室所蔵。

104）「間島事件の其の後」『満蒙事情』1930 年 10 月号，7 頁。

105）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1930 年 10 月 11 日，「朝鮮人民会連合会開催ノ件」『日本外交文書・昭和期Ⅰ』第一部第四巻，179-182 頁。

106）前掲，外務大臣男爵田中義一宛在間島総領事代理芝崎白尾，1938 年 5 月 14 日，「間島琿春地方在住鮮人子弟ニ対シ中等程度学校教育機関其他施設方ニ関スル件」

107）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1930 年 10 月 4 日，「延辺民衆大会開催状況ノ件（総領事館警察署長報告要旨）」『外務省警察史』間島ノ部，6575-6584 頁。

108）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1930 年 10 月 11 日，「間島琿春朝鮮人民会代表者の中国側当局訪問状況について」『日本外交文書・昭和期Ⅰ』第 1 部第 4 巻，182-184 頁。

109）前掲，幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1930 年 10 月 4 日，「延辺民衆大会開催状況ノ件」。

110）前掲，「間島事件の其の後」『満蒙事情』1930 年 10 月号，7 頁。

111）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1930 年 11 月 22 日「日中警察の融和協調方各分館主任，各署長分署長に訓達について」の付記二，1930 年 12 月 25 日亜細亜局第二課作成「暴動事件其の後の経過」『日本外交文書・昭和期Ⅰ』第 1 部第 4 巻，229 頁。

112）拓務省朝鮮部長・岡田総領事宛朝鮮総督府警務局長，1931 年 3 月 4 日「間島朝鮮人民会長等ノ動静ニ関スル件」（『間島ニ於ケル共匪暴動事件及事後ノ情勢並対策関係雑纂/被害朝鮮人救済関係』外務省記録 A. 6. 1. 5. 6-2）。

113）水野直樹，前掲「国籍をめぐる東アジア関係」。

114）陸軍大臣臨時代理陸軍中将阿部信行宛朝鮮軍司令官南次郎，1930 年 8 月 29 日「間島事件に関する観察及意見の件」（陸軍省『密大日記　昭和五年第五冊』防衛庁防衛研究所戦史部図書資料室所蔵，JACAR, C01003945500）。

115）在間島総領事館は 1931 年に「朝鮮人民会対策案」をまとめているが，「近来民族主義或ハ共産主義抱懐者ノ策動」のために民会選挙で総領事館にとって好ましくない人物が会長や参議に選出されることがあったとして，民会人事への統制強化を考えていた。在間島総領事館，1931 年，

「朝鮮人民会対策案」（学習院大学東洋文化研究所・日韓中央協会所蔵，友邦文庫）。

116）幣原外務大臣宛在間島岡田兼一総領事，1931 年 9 月 20 日（電報）「間島の治安状況と出兵画策について」『日本外交文書満州事変』第 1 巻第 1 冊，74 頁。

117）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1931 年 9 月 26 日，電報要旨『外務省警察史』間島ノ部，7347 頁。

118）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1931 年 9 月 25 日，電報要旨，同前，7368 頁。

119）幣原外務大臣宛在琿春毛利分館主任，1931 年 10 月 5 日，「間島出兵策謀に関する事情説明について」『日本外交文書満州事変』第 1 巻第 1 冊，187 頁。

120）荻野富士夫，前掲書，534 頁。

121）三浦課長宛末松警視，1931 年 11 月 23 日「李，崔民会長間島問題ニ関シ警察部長訪問ノ件」（外務省記録 A. 1. 1. 0. 21-14『満州事変治安状況』第 1 巻，JACAR, B02030469600）。

122）民生団については，水野，前掲論文，金成鎬，前掲書のほか，中共延辺州委党史資料征集研究室『関于東満特委開展反“民生団”闘争情況的専題報告』中国共産党延辺朝鮮族自治州委員会，1984 年。辛洙柏『만주지역 한인의 민족운동사（1920～45）』亜細亜文化社，ソウル，1999 年。

123）『間島新報』1932 年 3 月 1 日「間琿十八鮮民会も自治領設定の運動　民生団と合流して三月十日に住民代表者大会開催」。同 12 日「特別行政区設定を期し満洲国へ代表者五名派遣　間琿代表執行委員会を常設　間琿住民代表者大会の決議」。ちなみに大会では「各地代表の出席者十八名で半数に満たぬため開会の可否につき暫時議論が行はれたが結局そのま丶開会することに意見一致し」たと報じられている。

124）水野直樹，前掲「在満朝鮮人親日団体民生団について」。

125）金静美，前掲書，218 頁。

126）水野直樹，前掲「在満朝鮮人親日団体民生団について」。

127）金成鎬，前掲書，91 頁。

128）満洲国国務院総務庁情報処『省政彙覧第六輯　間島省篇』1936 年，17 頁。

129）荻野富士夫，前掲書，538 頁。

130）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1931 年 11 月 27 日，「南陽坪外三分署移転計画ニ関スル件」『外務省警察史』間島ノ部，7550 頁。

131）芳沢外務大臣宛在間島岡田総領事，1932 年 3 月 23 日，同前，7556 頁。

132）間島末松警視宛外務省三浦亜細局第二課長，1932 年 6 月 10 日，同前，7875 頁。

133）局子街，頭道溝及琿春分館主任並ニ南陽坪，大拉子両分署長宛在間島岡田総領事 1932 年 7 月 4 日，「分署新設及改築ニ関シ民会補助金ニ関スル件」同前，7877 頁。

134）内田外務大臣宛在間島永井総領事，1932 年 10 月 11 日，「葦子溝，灰幕洞，開山屯及朝陽川分署開設ノ件」同前，8105 頁。

135）在間島滝山総領事代理宛山城開山屯分署長，1932 年 9 月 26 日，「開山屯分署ノ開設」同前，8121 頁。

136）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1931 年 11 月 18 日，「甕声磖子日本警察派遣所及朝鮮人民会設置方請願ニ関スル件」同前，7375 頁。

137）幣原外務大臣宛在間島岡田総領事，1932 年 2 月 2 日，「甕声磖子分署開設ニ関スル件」同前，7425 頁。

138）関東軍司令部，1933 年 12 月「満洲ニ於ケル朝鮮人指導方案」（学習院大学東洋文化研究所・日韓中央協会所蔵，友邦文庫）。

139）治安粛正工作については，尹輝鐸『日帝下「滿洲國」研究 ―― 抗日武裝鬪争과 治安肅正工作』一潮閣，1996年，が詳しい。

140）一連の過程については，さしあたり，次の諸研究。平野健一郎「満州国協和会の政治的展開」『「近衛新体制」の研究』（日本政治学会編『年報政治学』）岩波書店，1972年。鈴木隆史「満州国協和会史試論（二）」『季刊現代史』第5号，1974年。風間秀人「農村行政支配」，浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社，1986年。奥村弘「「満州国」街村制に関する基礎的考察」『人文学報』第66号，1990年。奥村「地方統治における満洲国協和会の位置」山本有造編『「満洲国」の研究』緑陰書房，1995年新版（1993年初版）。副島昭一「『満洲国』統治と治外法権撤廃」同前書。

141）田中隆一「対立と統合の『鮮満』関係 ――『内鮮一体』・『五族協和』・『鮮満一如』の諸相 ――」『ヒストリア』第152号，大阪歴史学会，1996年。原史料は，陸軍次官梅津美治郎宛関東軍参謀長板垣征四郎，1936年8月18日，「陸満密受第1217号 関参満第305号 在満朝鮮人指導要綱ノ件」（『陸満密大日記』第10号，1936年。防衛庁防衛研究所所蔵，JACAR, C01003180100）。

142）西本良雄「居留民会の処理概況」『全満朝鮮人民会連合会会報』第44号，1936年10月。宮田節子氏にご提供いただいた。

143）「本会重要日録自七月一日至八月二日」『全満朝鮮人民会連合会会報』第42号，1936年8月，108頁。

144）『京城日報』1936年7月2日「奉天省居留民会/事業引継/きのふ奉天市公署へ」。申奎燮，前掲「在満朝鮮人の「満州国」観および「日本帝国」像」，108頁。

145）同前。

146）『間島新報』1937年1月1日「防共達成へ/間島協助会解散し，協和会に合併さる」，延辺朝鮮族自治州档案館所蔵。同档案館所蔵史料の閲覧にあたっては，孫春日氏にお世話になった。

147）『間島新報』1936年10月27日「延吉街公署/愈よ事務開始/従来の民会事務一切を取り扱ふ」。

148）『京城日報』1936年11月5日「間島の四街公署/晴れの開署式/満洲地方制度確立の第一歩/いとも盛大に挙行」。

149）『間島新報』1936年10月23日「村公署民会同居」。同12月8日「琿春街公署/元年（ママ）会事務所内に」。

150）『間島新報』1936年8月29日「関係鮮民会長参集/事務引継を協議/琿春領事分館管下」。

151）『間島新報』1936年9月10日「間琿両地朝民会/満洲側引継進捗/龍井は最後か」。

152）『京城日報』1936年8月22日「九月一日を期して間島省に街村制/街制は四都その他は村制/民情に適した行政を行ふ」。

153）『間島新報』1935年10月11日「南坪に協和会分会/役員定決」。民会関係者の確認には，前掲，在満日本大使館『昭和十年度　在満朝鮮人概況』1935年，を参照した。

154）『間島新報』1936年8月15日「延吉協和第二分会/発会式を挙行/活躍期待さる」。金永学は，民会との関係は明らかでないが，1933年の時点で延吉（局子街）で中央旅館という屋号の宿屋を経営していた人物として名前が見える。在間島日本総領事館『昭和八年八月調　間島事情梗概附録』1933年，山口大学経済学部東亜経済研究所所蔵。

155）『間島新報』1937年1月23日「協和龍井分会/鮮民会内へ移す」。

156）『間島新報』1937年5月25日「本年度協和会間島省連合協議会各県代表延龍軍官民多数参列廿四日盛大に開催」

157）『東亜日報』1937年11月4日「朝鮮人会設置」。

158)　外務省東亜局『昭和十三年度執務報告　第二冊（第二課関係)』1938 年，276-278 頁。臼井勝美解説『外務省執務報告　東亜局』第 6 巻，クレス出版，1993 年復刻版。

159)「本会重要日録自一二月一日至一二月三一日」『全満朝鮮人民会連合会会報』第 47 号，1937 年 1 月，123 頁。

160)　崔武益，前掲論文。

161)　同前論文。『間島新報』1935 年 4 月 29 日の「奉祝天長節」名刺広告でも確認される。

162)　同前論文。

163)　在満日本大使館『昭和十年度　在満朝鮮人概況』1935 年，358 頁。

164)　森崎行二「春融村特別工作班の記録」『協和運動』2 巻 1 号，1940 年 1 月。ちなみに朴根植が「春処〔融？〕村長」を兼任することが「近日中に発令確定」と記されている。

165)　満洲帝国協和会『康徳六年度全国連合協議会代表者名簿』1939 年。

166)　満洲帝国協和会『第十一回全国連合協議会記録』1943 年，206 頁。京都大学人文科学研究所所蔵。閲覧にあたっては水野直樹氏にお世話になった。

要　旨

間島出兵（1920〜21 年）に呼応して，在間島日本総領事館は朝鮮人民会の再編を進めた。民会に組織された朝鮮人は，移民として総じて弱い立場にあった朝鮮人の生活基盤を固めることに，その存在意義を見出していった。その要求が在満朝鮮人総体の帰趨に関わるときには帝国はそれに応じざるを得なかった。しかし，治外法権を領事館警察が行使するための方便として活用された朝鮮人の「自治」は，それが満洲国において地方行政の桎梏とみなされるようになった時点で，「民族協和」を掲げる満洲国協和会へと合流させられた。

本稿は，植民地近代の隘路について考えた。朝鮮人民会においては，「親日派」になることが「民族」への敵対行為なのではなく，むしろ「民族」の生活を守りさらに改善するための交渉の場を作り出すこととして再設定された。それはつまり，植民地帝国日本の人種主義に即応して，帝国臣民として領事館警察の保護を受けるべき在満朝鮮人として主体化することでもあった。在満朝鮮人の生活そのものが帝国の国策に重なりあうものとして指し示されたとき，そこに救済が発動されたのである。

キーワード：治外法権，移民，国籍，満洲国協和会，植民地近代，「親日派」

Summary

In reaction to the Jiandao Expedition（1920–21）, the Japanese Consulate-General in Jiandao promoted the reorganization of Korean Residents Associations. Those Koreans organized into Residents Associations were looking to discover existential meaning by shoring up the foundations of livelihood for those whose lives as immigrants were rather precarious. When this desire came to be a trend within the entire Korean community in Manchuria, the empire had to respond to it. This local Korean ‘autonomy’ used by the consular police as a tool for the exercise of extraterritoriality, however, was later compelled to merge with the notion of ‘racial harmony’ as touted by Manchukuo Concordia Society at a time when that ‘autonomy’ came to be seen as a hindrance to local administration in Manchukuo.

This article considered the matter of overly narrow paths to colonial modernity. Within the Korean Residents Associations, the notion of becoming a ‘pro-Japan faction’ was reset to mean working for the protection and improvement of livelihood for the Korean ‘people’（*minzoku*）, not committing acts of betrayal and opposition to it. That is to say, it was also possible for Koreans in Manchuria, even while forced under the protection of consular police as imperial subjects and conforming to the racism of the Japanese colonial empire, to possess subjective agency in their own lives. The actual daily life of the Manchuria-resident Korean, when recognized as something overlaid with the national policy of the empire, had relief initiated on its behalf.

Keywords： extraterritoriality, immigrant, nationality, Manchukuo Concordia Association, colonial modernity, ‘pro-Japan faction’